

令和7年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）について

資料1 川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）の概要

資料2 川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）

資料3 川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）への市民意見を募集します

市 民 文 化 局

（令和7年11月20日）

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）の概要

資料 1

第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要

1 基本計画の趣旨

※第1期実施計画の計画期間終了を踏まえ、
このたび、第2期実施計画に改定するもの。
(基本計画の部分は軽微変更のみ)

○不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（以下「条例」という。）に基づき策定（令和4（2022）年3月）

2 基本的な考え方

（1）基本計画の位置付け

条例のほか、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に対応する計画として位置付け

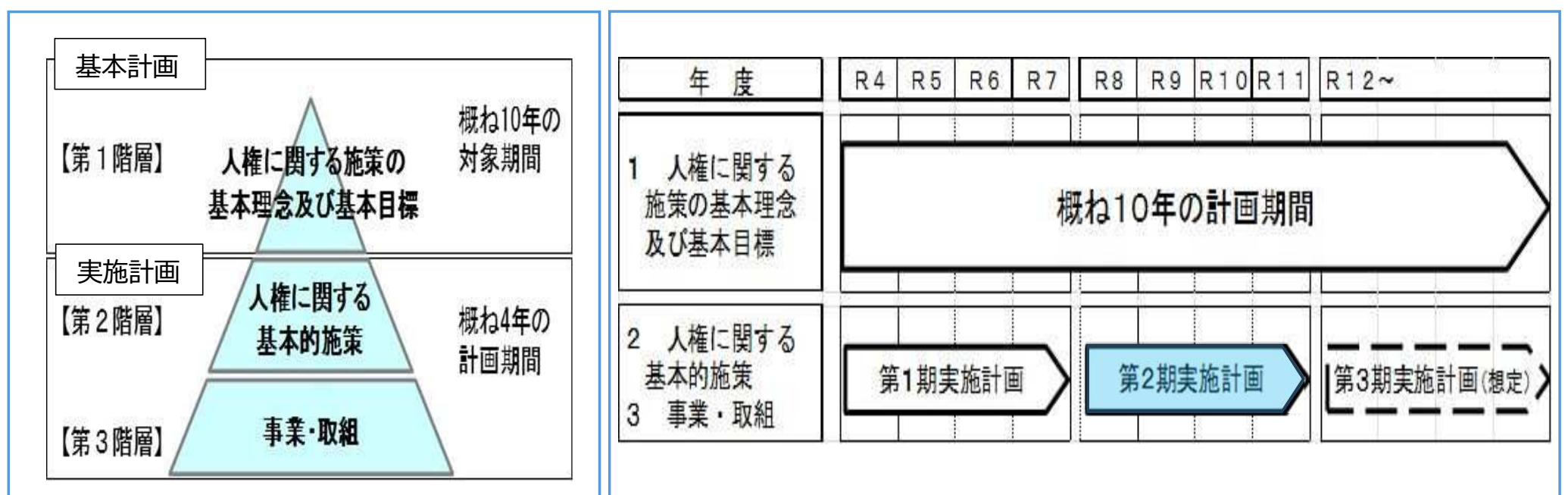
（2）基本計画の全体像

ア 対象期間…令和4（2022）年度から概ね10年間を対象

イ 基本計画の構成…概ね10年間の対象期間全体を通じて実現を目指すものを、「川崎市人権施策推進基本計画」における「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」（第1階層）として掲げながら、具体的な取組内容を、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画における「人権に関する基本的施策」（第2階層）、「事業・取組」（第3階層）として体系的に整理することで、新しい人権課題や社会情勢等の変化に、より柔軟に対応

<基本計画の構成>

<計画期間>



3 人権に関する施策の基本理念と4つの基本目標

人権に関する施策の基本理念・・・「基本計画」が目指す「まち」の姿

市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき

人権に関する施策の基本目標・・・「基本理念」を実現していくに当たり指針となる考え方

- 1 差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり
- 2 互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり
- 3 人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり
- 4 市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり

4 基本理念と基本目標を踏まえた方向性

「人権に関する基本的施策」（第2階層）と「事業・取組」（第3階層）については、基本計画に掲げる「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」（第1階層）の達成を目指した具体的な取組内容として、実施計画に位置付けられています。

人権に関する基本的施策では、個別法令、個別計画等を踏まえ、「分野横断施策」（人権教育の推進や人権意識の普及など）及び「分野別施策」（子どもの人権や男女共同参画などの分野別の課題）に分類したうえで、様々な事業・取組を行っています。

第1期実施計画で設定した「全体目標」「基本目標」の達成を図る指標については、計画期間の目標値に達していませんが、人権分野の特性上、市民の人権意識は、例えば、SNSでの誹謗中傷などのインターネット上の情報拡散、暴力・紛争・戦争等に伴う人権侵害に関する報道など、必ずしも川崎市内（市域）に限定されず、境界や垣根を越えて生じる国内外の様々な事象が影響を及ぼしていることが考えられます。

人権の尊重は、すべての人が等しく尊厳をもって生きることのできる社会の実現に向けた人類普遍の目標であり、世界中の人々による意識変化とたゆまぬ努力が必要となります。

このため、第1期実施計画で設定している指標に関しては、外的要因が一定の影響を与えていることが考えられますが、本市は引き続き、指標の達成に向けて様々な取組を進めていく必要があり、そのために、全庁的な視点から体系的に整理された本計画が今後の取組の方向性を示す役割を果たします。

第2期実施計画では、第1期実施計画で設定した「全体目標」「基本目標」の指標に加えて、「人権について興味・関心を持つ市民の割合」を新たに「全体目標」の指標として設定することにより、計画全体の成果をより客観的に測ることで、本計画を着実に推進し、市民の人権意識の向上を図ります。

なお、「全体目標」「基本目標」の指標のほか、第4章（第2期実施計画の推進）において「個別指標」を設定し、これら各指標の達成状況を把握することで、「人権に関する基本的施策」・「事業・取組」の推進を図ります。

目標	計画全体の成果や基本目標の達成を図る指標	計画策定時	第1期実施計画期間における指標	現状	第2期実施計画期間における指標	令和13（2031）年度指標数値
全体目標	人権について興味・関心を持つ市民の割合	第2期実施計画から新たに設定	—	65.4% 【令和7(2025)年度】	68.0%以上 【令和11(2029)年度】	70.0%以上 【令和13(2031)年度】
	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合	36.6% 【令和3(2021)年度】	41.0%以上 【令和7(2025)年度】	39.9% 【令和7(2025)年度】	42.3%以上 【令和11(2029)年度】	43.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標1	「人権侵害」について、あってはならないと思う市民の割合	77.2% 【令和2(2020)年度】	81.0%以上 【令和7(2025)年度】	65.8% 【令和7(2025)年度】	83.6%以上 【令和11(2029)年度】	85.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標2	「一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっている」と思う市民の割合	24.4% 【令和2(2020)年度】	28.0%以上 【令和7(2025)年度】	14.9% 【令和7(2025)年度】	30.6%以上 【令和11(2029)年度】	32.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標3	「国や市の機関のさまざまな人権相談窓口を知っている」市民の割合が30%を超えている相談窓口の数	3つ 【令和2(2020)年度】	5つ 【令和7(2025)年度】	2つ 【令和7(2025)年度】	6つ 【令和11(2029)年度】	7つ 【令和13(2031)年度】
基本目標4	他人の人権を侵害しないように配慮して、日々の生活を送っている市民の割合	87.4% 【令和3(2021)年度】	91.0%以上 【令和7(2025)年度】	88.4% 【令和7(2025)年度】	92.3%以上 【令和11(2029)年度】	93.0%以上 【令和13(2031)年度】

第2章 第2期実施計画の策定の背景

1 国の主な動向

令和4年3月の「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画」策定以降の人権施策に関わる国の主な動向

○こどもの人権

- ・こども基本法の施行（令和5（2023）年4月）

○男女平等に関わる人権

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和6（2024）年4月）

○高齢者の人権

- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行（令和6（2024）年1月）

○障害者の人権

- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行（令和4（2022）年5月）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和6（2024）年4月）

○外国人の人権

- ・「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（令和4年6月）

○性的マイノリティの人権

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行（令和5（2023）年6月）

2 本市における社会情勢の変化

第2期実施計画の策定に当たっては、次に掲げる第1期実施計画の計画期間中における本市の社会情勢の変化を踏まえて検討

○子どもに関する社会情勢の変化

少子化が進行する一方、不登校児童・生徒数や児童虐待相談・通告件数は増加傾向にあり、特別支援学級の児童・生徒数も増加しています。

本市の社会状況や子ども・子育て家庭を取り巻く環境が変化し、価値観も多様化する中、児童虐待や、不登校、いじめ、非行等の支援が必要な子どもは増えており、地域の中で子どもや子育て家庭を見守り寄り添いながら、個々の子どもや子育て家庭の状況に応じた支援が求められています。

○高齢者に関する社会情勢の変化

本市の高齢者人口は年々増加し続け、令和6（2024）年10月1日時点で約32万人となっており、認知症高齢者は、令和7（2025）年に約7万人を超え、高齢者の約5人に1人が認知症であると推計しています。

また、高齢化や核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、家族や親族等との「つながり」の希薄化が見込まれています。

こうした状況から、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けた取組の推進が求められています。

○障害者に関する社会情勢の変化

本市における各障害者手帳所持者数は、令和7（2025）年現在で身体障害は36,200人、知的障害は13,508人、精神障害は18,819人となっており、身体障害者はやや減少傾向である一方、精神・知的障害者については、今後も増加傾向が続くことが見込まれ、高齢に伴い障害が重度化・重複化する方や、障害者手帳は持たないものの支援を要する方など、支援すべき対象範囲も広がってきていることから、個々の状態・状況やライフステージ、ニーズ等に応じた、よりきめ細やかな対応が求められます。こうした状況に対応するためには、総合相談や計画相談支援に加え、障害の状況に応じた専門相談や障害児等に対する相談支援の充実も必要です。

また、障害者差別解消法改正により合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されたことから、民間事業者・市民等への理解促進の取組をすすめる等、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現に向けた取組の推進が求められています。

○外国人に関する社会情勢の変化

令和7（2025）年7月末現在本市には約5万9千人の外国人市民が暮らしています。地域社会を構成する一員である外国人市民は、今後さらなる増加が見込まれており、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けた取組の推進が求められています。

1 第2期実施計画策定の方向性

(1) 計画の政策体系・方向性等

令和7（2025）年7月に川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会から答申のあった「第2期実施計画の策定の方向性について」を踏まえて、次のように策定

○第2期実施計画の政策体系について

基本計画で定めた第1期実施計画の政策体系は、次期実施計画期間における新しい人権課題や社会情勢の変化などにも柔軟に対応できるだけの普遍性を有しており、第2期実施計画において継承

○基本計画の第2階層（人権に関する基本的施策）の方向性

上記と同様の理由により体系を継承

○基本計画の第3階層（事業・取組）における留意点

新たに次の視点を追加

- ・男女平等に関わる人権：困難を抱える女性等への支援
- ・障害者の人権：合理的配慮
- ・性的マイノリティの人権：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進

○第2期実施計画の全体の方向性

川崎市総合計画や各分野別計画等との整合を図りつつ策定

(2) 第2期実施計画の構成

令和8（2026）年度から4年間を対象とした本市の総合計画第4期実施計画では、市民にとって分かりやすく、状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画とするため、構成の抜本的な見直しを行うこととしており、当該見直しの趣旨を踏まえ、第2期実施計画でも、次のとおり策定

- ・市民にとってわかりやすく、また、法令改正や制度変更等の状況に即して適切な取組を推進できる計画とするため、第3階層の構成を見直し
- ・具体的には、第3階層に紐づく事業・取組のうち、基本目標の達成に向けて特に有効と考えられる事業・取組を「主な事業・取組」とし、その事業・取組についてのみ計画期間中に想定される「取組の方向性、アウトプット等」として、必要な情報を簡潔に記載
- ・また、事業・取組全体については、別途一覧で概要を掲載することに加え、毎年の評価において、主な事業・取組の実績等を示し、効率的な進行管理を実施

2 第2期実施計画における基本的な考え方

○第1期実施計画の政策体系を継承し、第2階層（基本的施策）については、5つの「分野横断施策」と13の「分野別施策」で構成される18の人権に関する基本的施策とこれらに係る取組を体系的に整理して策定

○分野横断施策は、第1期実施計画で定めた5つの視点「①人権教育を推進すること」「②人権意識を普及すること」「③人権研修を推進すること」「④相談、人権救済、自立支援のための施策を充実すること」「⑤それらを推進する上で市民、事業者、市が連携協働する体制を整備すること」に沿って、総合的に推進

○分野別施策は、人権課題に応じて、個別法令、それぞれの計画等を踏まえて実施

○第3階層において、事業・取組を位置付け、基本理念・基本目標の着実な達成に向け、取組を推進

第1階層	第2階層		第3階層	
<基本理念>	(基本的施策)		(事業・取組)	
市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され 不当な差別のないまちかわさき <基本目標> 1 差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり 2 互いに違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり 3 人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり 4 市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり	1 分野横断施策	5 施策	1 1 類型	主な事業・取組 (2 7)
	2 分野別施策	1 3 施策	3 7 類型	主な事業・取組 (1 1 5)
		・すべての人権課題に共通する取組を総合的に推進 ※5つの視点		
		・各課題に応じて、個別の法令・計画等を踏まえ実施		

3 第2期実施計画の体系

令和7（2025）年7月に川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会から答申のあった「第2期実施計画の策定の方向性について」に基づき、第2階層は第1期実施計画の体系を継承しつつ、第3階層（事業・取組）の分野別施策の類型に、次のとおり留意点を位置付けました（下表の下線部分）。

- 男女の分野：困難を抱える女性等への支援
- 障害者の分野：合理的配慮
- 性的マイノリティの分野：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策		類 型	主な事業・取組名
1 分野 横断 施策	1 人権教育の推進	1 学校・保育園等における人権教育の推進	・人権尊重教育の推進 ・共生・共育推進事業 ・福祉体験及び職場体験の実施
		2 生涯学習における人権教育の推進	・社会教育振興事業の実施
	2 人権意識の普及	1 普及活動の推進	・人権意識の普及・啓発
		2 事業者、団体等への普及活動の支援	・事業者・団体等の自主的な人権学習等への支援
		3 かわさきパラムーブメントの理念の浸透	・かわさきパラムーブメントの理念の浸透
	3 人権研修の充実・推進	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成	・人権に関する研修の実施 ・人権尊重教育研究推進校等の研究支援等 ・教職員研修の実施 ・関係団体主催の人権研修等への職員の参加促進
		2 より専門的な人権研修の推進	・保育園等職員向け研修の実施 ・児童相談所等の職員に対する子どもの人権に係る研修の実施 ・新規採用看護職員向け人権研修の実施 ・学校教職員等に対する人権・協働に関する研修の実施
	4 相談、人権救済、自立支援の充実	1 相談、人権救済、自立支援の充実	・相談窓口一覧の配布 ・人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進 ・人権相談の周知及び充実 ・労働相談の実施 ・経済的に困窮している人の自立に向けた取組 ・こころの電話相談 ・人権オンブズパーソン運営事業
		2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化	・川崎人権擁護委員協議会等との連携強化 ・人権オンブズパーソン制度活用推進のための関係団体等との連携強化
	5 連携協働による取組の推進	1 市民、事業者の参加の促進	・川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への市民委員の参加促進 ・人権に関する市民意識調査の実施等
2 関係団体・関係機関との連携協働の推進		・川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会による人権意識の普及活動の実施	

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策		類 型	主な事業・取組名
2 分野 別 施策	1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	・子どもの権利に関する広報・啓発 ・研修への講師派遣等の実施 ・専門職の育成に関わる研修 ・子どもの権利に関する教育の推進 ・子どもの権利学習の推進 ・子どもの権利侵害に関する相談体制の整備等 ・子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくり ・男女平等教育教材の活用 ・児童・青少年電話相談 ・不登校の子どもへの支援 ・幼児教育における巡回相談・支援等
		2 子どもの意見表明・参加の促進	・こども文化センターにおける子ども運営会議の実施 ・こども文化センターの運営 ・子ども夢パークにおける子ども運営委員会の実施 ・川崎市子ども会議の充実 ・子ども夢パークにおける各種イベント等の実施 ・子どもの意見聴取等への対応 ・子ども・若者の“声”募集箱の管理・運営
		3 子どもの最善の利益の確保	・広報資料の多言語化と相談・手続に係る多言語対応 ・帰国・外国人児童生徒等支援事業 ・思春期精神保健相談 ・公立保育所における巡回相談・支援等 ・子どもの権利ノートの作成・配布等 ・学校安全推進事業 ・外国人母子保健サービスの提供 ・川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用 ・児童相談所における関係機関との連携 ・児童虐待防止普及啓発活動

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策		類 型	主な事業・取組名
2 分野別施策	2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	・ 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進 ・ 市職員の意識改革
		2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	・ 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大 ・ 働く女性・働きたい女性の活躍推進 ・ 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進
		3 地域における男女共同参画の推進	・ 地域防災における男女共同参画の推進 ・ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
		4 DV及び困難を抱える女性等への支援	・ 様々な機関と連携・協働した支援体制の充実 ・ 安心して相談できる窓口の整備と周知 ・ 性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発
	3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	1 いきがい・介護予防施策等の推進	・ 高齢者いきがい・社会参加促進事業 ・ 介護予防・重度化防止対策事業
		2 地域のネットワークづくりの強化	・ 高齢者総合相談・支援事業 ・ 地域見守りネットワーク事業
		3 利用者本位のサービスの提供	・ 介護保険サービス等の着実な提供
		4 医療介護連携・認知症施策等の推進	・ 医療・介護等連携推進事業 ・ 権利擁護体制の推進 ・ 認知症施策の推進
		5 高齢者の多様な居住環境の実現	・ 介護サービスの基盤整備 ・ 市営住宅等ストック活用事業 ・ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
	4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～	・ 障害者等総合相談・支援事業 ・ 障害児等総合相談・生活支援事業 ・ 障害者生活支援事業 ・ 障害者社会参加・就労支援事業 ・ 特別支援教育推進事業
		2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～	・ 障害を理由とする差別解消の推進 ・ 学校における福祉教育の推進 ・ 権利擁護体制の推進 ・ パラアート推進事業 ・ パラスポーツの充実 ・ かわさきパラムーブメント推進事業（一部再掲）
		3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～	・ ユニバーサルデザイン推進事業 ・ 障害者緊急通報システムの設置
	5 同和問題の解決に向けた取組の推進	1 同和問題の解決に向けた啓発・支援の推進	・ 同和対策事業 ・ 戸籍関係証明書等の適正交付の取組
	6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	1 差別の解消と人権侵害の防止	・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組
		2 行政サービスの充実	・ 外国人来庁者に向けた多言語案内 ・ 外国人の生活に必要な情報提供 ・ 国際交流センター等を活用した外国人相談の実施 ・ 多言語による年金制度の周知 ・ 医療通訳スタッフの派遣 ・ 保育所での言語や生活習慣等の違いへの配慮 ・ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業（再掲） ・ 災害時における多言語支援センターの設置
		3 多文化共生教育の推進	・ 帰国・外国人児童生徒等支援事業 ・ 多文化共生教育推進事業 ・ 識字学習活動の支援
		4 社会参加の促進	・ 外国人市民代表者会議の運営 ・ （公財）川崎市国際交流協会の民間国際交流活動への支援
		5 共生社会の形成	・ 多文化共生の考え方についての広報・啓発 ・ 多文化共生、国際理解に関する研修等の実施 ・ 教職員への人権・多文化共生研修の実施 ・ 川崎市国際交流センターを活用した取組
		6 施策の推進体制の整備	・ 外国人市民意識実態調査の実施

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策		類 型	主な事業・取組名
2 分 野 別 施 策	7 疾病に関する人権尊重の取組の推進	1 感染症に関する啓発、支援等	・感染症に関する普及啓発等の取組 ・H I V等の早期発見・感染予防に向けた取組
	8 ホームレス（野宿生活者）等の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	1 ホームレス自立支援事業	・ホームレス自立支援事業
		2 関係機関との連携による取組	・就業の機会の確保に関する取組 ・安定した居住の確保に関する取組 ・保健及び医療の確保に関する取組
	9 拉致問題の解決に向けた取組の推進	1 拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組の推進	・拉致被害者及び拉致被害者家族を支援する取組の推進
	10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	1 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進	・性的マイノリティに関する啓発の取組 ・学校における性的マイノリティの知識向上に関する取組
		2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進	・性的マイノリティの課題に関する取組 ・児童相談所での相談の取組 ・精神保健相談での相談の取組 ・教育相談センターでの相談の取組
	11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	1 自殺の実情を知る	・自殺予防に関する普及啓発事業 ・「いのち、こころの教育」の推進
		2 自殺防止のためにつながる	・ゲートキーパーの養成 ・各区役所における精神保健相談 ・自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進 ・精神保健等に関する包括的研修 ・健康相談支援事業
		3 自殺防止のために支える	・自死遺族へのケアと情報提供 ・自死遺族電話相談の実施 ・自殺未遂者及びその家族への支援
	12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進	1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進	・インターネット上の人権侵害に係る取組 ・教育DX推進事業に基づく取組 ・市立学校におけるインターネット上の問題に対する取組
	13 様々な人権課題に対する取組の推進	1 固有の歴史・文化を持つ人々（アイヌの人々等）の人権	・固有の歴史・文化を持つ人々への理解を深めるための取組
		2 犯罪被害者等の人権	・犯罪被害者等支援事業
		3 刑を終えて出所した人々の人権	・刑を終えて出所した人及びその家族への差別や偏見の解消に向けた取組 ・更生保護事業
		4 災害被害者の人権	・人権に配慮した地域防災の取組の推進
		5 人身取引被害者の人権	・関係団体・関係機関との情報交換や啓発等の取組

第4章 第2期実施計画の推進

1 人権施策推進体制について

- (1) 庁内連絡体制
- ・ 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議
 - ・ 分野別の人権施策を推進するための各部会等
- (2) 協議組織
- ・ 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
- (3) 関係団体・関係機関
- ・ 川崎市人権啓発活動地域ネットワーク協議会
 - ・ かわさき男女共同参画ネットワーク等

2 進行管理について

P D C Aサイクルにより、毎年の評価について主要な取組の実績等を基にし効率的な進行管理を行う。

基本計画の中で、基本目標と課題ごとに設定した目標の到達度について自己評価を実施し、取組状況について、毎年度、進捗状況を把握する。

外部の視点として、附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に意見・助言を求める。

3 個別指標

基本計画を着実に推進していくために、第1章に掲げる「全体目標」「基本目標」の指標のほか、次のとおり個別指標を設定し、目標の達成度を評価する際に参考とする指標とします。なお、施策の評価については、この数値のみをもって施策の成果とするものではなく、事業の進捗状況を踏まえて総合的に判断目標達成に向け、各分野の啓発や各事業の取組を一層の推進を図る。

分野別施策の達成度を評価する際に参考とする「個別指標」		計画策定時	第1期実施計画期間における目標値	現状	第2期実施計画期間における目標値
1	子どもの人権について、差別があると思う市民の割合	66.0% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.1% 【令和7(2025)年度】	39.2%以下 【令和11(2029)年度】
2	男女平等に関わる人権について、差別があると思う市民の割合	76.6% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】	71.7% 【令和7(2025)年度】	67.8%以下 【令和11(2029)年度】
3	高齢者の人権について、差別があると思う市民の割合	62.7% 【令和2(2020)年度】	59.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.6% 【令和7(2025)年度】	42.7%以下 【令和11(2029)年度】
4	障害者の人権について、差別があると思う市民の割合	75.9% 【令和2(2020)年度】	72.0%以下 【令和7(2025)年度】	70.4% 【令和7(2025)年度】	66.0%以下 【令和11(2029)年度】
5	部落差別（同和問題）について、差別があると思う市民の割合	46.5% 【令和2(2020)年度】	43.0%以下 【令和7(2025)年度】	39.0% 【令和7(2025)年度】	33.0%以下 【令和11(2029)年度】
6	外国人の人権について、差別があると思う市民の割合	59.6% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.3% 【令和7(2025)年度】	44.7%以下 【令和11(2029)年度】
7-1	HIV感染者・ハンセン病患者などの感染症や疾病に関する人権について、差別があると思う市民の割合	55.8% 【令和2(2020)年度】	52.0%以下 【令和7(2025)年度】	47.1% 【令和7(2025)年度】	40.1%以下 【令和11(2029)年度】
7-2	新型コロナウイルス感染症に関する人権について、差別があると思う市民の割合	77.3% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】	32.8% 【令和7(2025)年度】	—
8	ホームレスの人権について、差別があると思う市民の割合	60.0% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	50.7% 【令和7(2025)年度】	43.3%以下 【令和11(2029)年度】
9	北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権について、差別があると思う市民の割合	58.1% 【令和2(2020)年度】	54.0%以下 【令和7(2025)年度】	53.0% 【令和7(2025)年度】	48.9%以下 【令和11(2029)年度】
10	性的マイノリティの人権について、差別があると思う市民の割合	66.2% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】	55.3% 【令和7(2025)年度】	46.6%以下 【令和11(2029)年度】
11	厚生労働省人口動態統計における自殺死亡率（人口10万人当たりの死者数）	14.2 【平成29(2017)年～令和元(2019)年の平均】	13.5未満 【令和3(2021)年～令和5(2023)年の平均】	14.5 【令和3(2021)年～令和5(2023)年の平均】	13.5未満 【令和6(2024)年～令和11(2029)年の平均】
12	インターネットやSNSによる人権侵害について、差別があると思う市民の割合	82.6% 【令和2(2020)年度】	79.0%以下 【令和7(2025)年度】	75.8% 【令和7(2025)年度】	70.4%以下 【令和11(2029)年度】
13-1	アイヌの人々の人権について、差別があると思う市民の割合	37.4% 【令和2(2020)年度】	33.0%以下 【令和7(2025)年度】	34.2% 【令和7(2025)年度】	29.0%以下 【令和11(2029)年度】
13-2	犯罪被害者やその家族の人権について、差別があると思う市民の割合	69.2% 【令和2(2020)年度】	65.0%以下 【令和7(2025)年度】	60.7% 【令和7(2025)年度】	53.9%以下 【令和11(2029)年度】
13-3	刑を終えて出所した人の人権について、差別があると思う市民の割合	60.2% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	53.0% 【令和7(2025)年度】	47.2%以下 【令和11(2029)年度】
13-4	人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）被害者の人権について、差別があると思う市民の割合	59.9% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.6% 【令和7(2025)年度】	45.0%以下 【令和11(2029)年度】

今後のスケジュール

令和7年12月1日

パブリックコメント手続き開始

令和7年12月

関係人権団体への意見照会

令和8年1月9日

パブリックコメントの手続きの終了

令和8年3月

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定・公表

川崎市人権施策推進基本計画 第2期実施計画 人権かわさきイニシアチブ（案）

川 崎 市

令和8（2026）年3月

目 次

第1章 川崎市人権施策基本計画の概要

- 1 基本計画の趣旨
- 2 基本的な考え方
- 3 人権に関する施策の基本理念と4つの基本目標
- 4 基本理念と基本目標を踏まえた方向性

第2章 第2期実施計画の策定の背景

- 1 国の主な動向
- 2 本市における社会情勢の変化

第3章 第2期実施計画

- 1 第2期実施計画策定の方向性
- 2 第2期実施計画における基本的な考え方
- 3 第2期実施計画の体系
- 4 「基本的施策」と「主な事業・取組」
 - ・ 分野横断施策 1 人権教育の推進
 - ・ 分野横断施策 2 人権意識の普及
 - ・ 分野横断施策 3 人権研修の充実・推進
 - ・ 分野横断施策 4 相談、人権救済、自立支援の充実
 - ・ 分野横断施策 5 連携協働による取組の推進
 - ・ 分野別施策 1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進
 - ・ 分野別施策 2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進

- ・ 分野別施策 3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進
- ・ 分野別施策 4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進
- ・ 分野別施策 5 同和問題の解決に向けた取組の推進
- ・ 分野別施策 6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進
- ・ 分野別施策 7 疾病に関する人権尊重の取組の推進
- ・ 分野別施策 8 ホームレス等の人権擁護と自立支援に係る取組の推進
- ・ 分野別施策 9 拉致問題の解決に向けた取組の推進
- ・ 分野別施策 10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進
- ・ 分野別施策 11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進
- ・ 分野別施策 12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進
- ・ 分野別施策 13 様々な人権課題に対する取組の推進

第4章 第2期実施計画の推進

- 1 人権施策推進体制について
- 2 進行管理について
- 3 個別指標

資料編

第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要

※詳細は「川崎市人権推進
基本計画・第1期実施計画」
の第2章（基本計画）参照

1 基本計画の趣旨

「川崎市人権施策推進基本計画」は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（以下「条例」という。）に基づき策定する計画です。

人権に関し行政として目指すものを体系的に整理し、本市の各部局の連携と、市民と、関係団体等を含めた事業者との連携協働の下に「人権尊重のまちづくり」を推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けた取組を進めるための約10年間の指針として、令和4（2022）年3月に策定しました。

2 基本的な考え方

(1)基本計画の位置付け

基本計画は、条例の規定に基づき、「不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ため、「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」、「人権に関する基本的施策」等について体系的に定め、本市の総合計画や分野別の他の計画等との整合を図りつつ取り組むためのものです。

また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」との規定に対応する計画としても位置付けるものです。

基本計画と関連する主な計画等

川崎市総合計画

個別計画等の名称	所管局	個別計画等の名称	所管局
かわさき教育プラン	教育委員会	かわさきノーマライゼーションプラン	健康福祉局
かわさきパラムーブメント推進ビジョン	市民文化局	川崎市多文化共生社会推進指針	市民文化局
川崎市子どもの権利に関する行動計画	こども未来局	かわさき保健医療プラン	健康福祉局
川崎市こども・若者の未来応援プラン	こども未来局	川崎市感染症予防計画	健康福祉局
川崎市男女平等推進行動計画	市民文化局	川崎市ホームレス自立支援実施計画	健康福祉局
かわさきいきいき長寿プラン	健康福祉局	川崎市自殺対策総合推進計画	健康福祉局
川崎市地域福祉計画	健康福祉局	川崎市再犯防止推進計画	健康福祉局

第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要

(2)基本計画の全体像

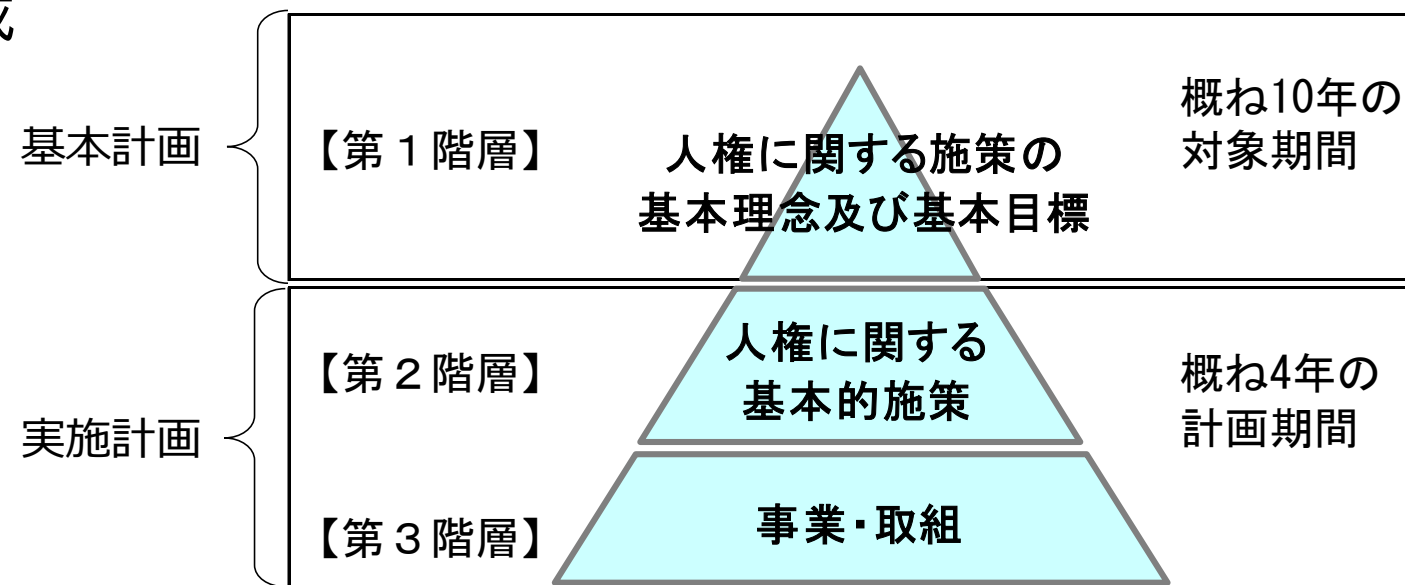
ア 対象期間

令和4（2022）年度から概ね10年を対象としています。

イ 基本計画の構成

概ね10年間の対象期間全体を通じて実現を目指すものを、「川崎市人権施策推進基本計画」における「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」（第1階層）として掲げながら、具体的な取組内容を、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画における「人権に関する基本的施策」（第2階層）、「事業・取組」（第3階層）として体系的に整理することで、新しい人権課題や社会情勢等の変化により柔軟に対応できる政策体系としています。

○基本計画の構成



○計画期間

年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12～
1 人権に関する施策の基本理念及び基本目標	概ね10年の計画期間								
2 人権に関する基本的施策	第1期実施計画				第2期実施計画				第3期実施計画(想定)
3 事業・取組									

※第3期実施計画の計画期間は未定ですが、市総合計画と整合を取りながら定めていきます。

第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要

3 人権に関する施策の基本理念と4つの基本目標

「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」は、計画期間において、本市の人権施策が目指すことを表しています。これを、「人権尊重のまちづくり」を推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けた取組を進めるための指針となる考え方として掲げ、その達成を目指した基本的施策等を実施計画に位置付け、取組を推進していきます。

人権に関する施策の基本理念・・・「基本計画」が目指す「まち」の姿

市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され
不当な差別のないまち かわさき

条例では、第5条で「何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない」として、「何人」（全ての人）に向けて、不当な差別的取扱いを禁止しており、また、前文や第3条の「市の責務」、第4条の「市民及び事業者の責務」の規定など、その全体を通して「不当な差別」を解消することとしています。

これらを踏まえ、条例に目的として規定する「人権を尊重し、共に生きる社会の実現」を図るに当たり、共生の前提となる人権保護の核心が個人の尊重にあることに鑑みて、個人の尊重に立脚した考えである「差別をなくす」、「多様性の尊重」を重視し、この2つの考えが浸透した「まち」を目指して、基本理念を「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」と定め、人権施策を推進していきます。

第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要

人権に関する施策の基本目標・・・「基本理念」を実現していくに当たり指針となる考え方

1 差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり

人権の問題は、一人ひとりの心の中で抱え込むのではなく、社会の問題として捉え、「差別をしない・させない・許さない」という姿勢で、傍観者から当事者への感覚を持つことが求められます。市民一人ひとりが、人権を侵害する側と侵害される側といった、固定化された観念で考えるのではなく、人権侵害の芽は誰の心の中にもあることを自覚し、相手の痛みを感じることができるようになることが、差別や偏見のない社会を築いていくために重要です。

こうした考えの下、基本目標の一つを「差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり」とし、「差別的取扱い」と「差別的言動」の両方の「不当な差別」と偏見を許さない、相手の立場に立って考えることができる社会の実現を目指します。

2 互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが個人として尊重されることが、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりの大前提であり、そのためには、全ての市民が様々な違いを越えて、対等な人間関係を築ける人権感覚豊かな地域社会づくりが重要となります。また、その実現のためには、条例の規定を踏まえ、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させるよう努めるとともに、市の企画する事業や地域での催しなどの様々な機会を通じ、人権意識の普及を行うことが必要です。

こうした考えの下、基本目標の一つを「互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり」とし、それぞれの違いを理解して豊かさと捉え、多様性が尊重される社会の実現を目指します。

第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要

3 人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり

基本理念に掲げた「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」の実現に向けて施策の実効性を高めるには、人権侵害を受けた人に対する具体的な「相談、人権救済、自立支援の充実」を図ることが重要です。

こうした考えの下、基本目標の一つを「人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり」とし、必要な人に必要な支援が確実に届くように取り組みます。

4 市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり

市民の人権に関する問題は、国や自治体といった行政はもとより地域、学校、企業、団体、NPO・NGO等といった市民及び事業者との連携を通じて解決していくことが必要であり、行政と市民及び事業者が相互に支援し合うことが重要です。

こうした考えの下、基本目標の一つを「市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり」とし、行政だけでなく市民及び事業者が、人権の問題について積極的に関わり、人権に関する意識をお互いに高め合うことで、人権が尊重される社会につなげていきます。

第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要

4 基本理念と基本目標を踏まえた方向性

「人権に関する基本的施策」（第2階層）と「事業・取組」（第3階層）については、基本計画に掲げる「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」（第1階層）の達成を目指した具体的な取組内容として、実施計画に位置付けられています。

人権に関する基本的施策では、個別法令、個別計画等を踏まえ、「分野横断施策」（人権教育の推進や人権意識の普及など）及び「分野別施策」（子どもの人権や男女共同参画などの分野別の課題）に分類したうえで、様々な事業・取組を行っています。

第1期実施計画で設定した「全体目標」「基本目標」の達成を図る指標については、計画期間の目標値に達していませんが、人権分野の特性上、市民の人権意識は、例えば、SNSでの誹謗中傷などのインターネット上の情報拡散、暴力・紛争・戦争等に伴う人権侵害に関する報道など、必ずしも川崎市内（市域）に限定されず、境界や垣根を越えて生じる国内外の様々な事象が影響を及ぼしていることが考えられます。

人権の尊重は、すべての人が等しく尊厳をもって生きることのできる社会の実現に向けた人類普遍の目標であり、世界中の人々による意識変化とたゆまぬ努力が必要となります。

このため、第1期実施計画で設定している指標に関しては、外的要因が一定の影響を与えていることが考えられますが、本市は引き続き、指標の達成に向けて様々な取組を進めていく必要があります。そのために、全庁的な視点から体系的に整理された本計画が今後の取組の方向性を示す役割を果たします。

第2期実施計画では、第1期実施計画で設定した「全体目標」「基本目標」の指標に加えて、「人権について興味・関心を持つ市民の割合」を新たに「全体目標」の指標として設定することにより、計画全体の成果をより客観的に測ることで、本計画を着実に推進し、市民の人権意識の向上を図ります。

なお、「全体目標」「基本目標」の指標のほか、第4章（第2期実施計画の推進）において「個別指標」を設定し、これら各指標の達成状況を把握することで、「人権に関する基本的施策」・「事業・取組」の推進を図ります。

第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要

目標	計画全体の成果や基本目標の達成を図る指標	計画策定時	第1期実施計画期間における指標	現状	第2期実施計画期間における指標	令和13（2031）年度指標数値
全体目標	人権について興味・関心を持つ市民の割合	第2期実施計画から新たに設定	—	65.4% 【令和7(2025)年度】	68.0%以上 【令和11(2029)年度】	70.0%以上 【令和13(2031)年度】
	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合	36.6% 【令和3(2021)年度】	41.0%以上 【令和7(2025)年度】	39.9% 【令和7(2025)年度】	42.3%以上 【令和11(2029)年度】	43.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標1	「人権侵害」について、あってはならないと思う市民の割合	77.2% 【令和2(2020)年度】	81.0%以上 【令和7(2025)年度】	65.8% 【令和7(2025)年度】	83.6%以上 【令和11(2029)年度】	85.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標2	「一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっている」と思う市民の割合	24.4% 【令和2(2020)年度】	28.0%以上 【令和7(2025)年度】	14.9% 【令和7(2025)年度】	30.6%以上 【令和11(2029)年度】	32.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標3	「国や市の機関のさまざまな人権相談窓口を知っている」市民の割合が30%を超えている相談窓口の数	3つ 【令和2(2020)年度】	5つ 【令和7(2025)年度】	2つ 【令和7(2025)年度】	6つ 【令和11(2029)年度】	7つ 【令和13(2031)年度】
基本目標4	他人の人権を侵害しないように配慮して、日々の生活を送っている市民の割合	87.4% 【令和3(2021)年度】	91.0%以上 【令和7(2025)年度】	88.4% 【令和7(2025)年度】	92.3%以上 【令和11(2029)年度】	93.0%以上 【令和13(2031)年度】

第2章 第2期実施計画の策定の背景

1 国の主な動向

令和4年3月の「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画」策定以降の人権施策に関わる国の主な動向は以下のとおりです。

○ 子どもの人権

・こども基本法の施行（令和5（2023）年4月）

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

・こども家庭庁の発足（令和5（2023）年4月）

新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設された。

・改正児童福祉法の施行（令和6（2024）年4月）

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、一時保護開始時の要件及び手続の整備、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備※、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和、児童に対するわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等の措置を講じた。

※こどもの権利擁護の取組として、こどもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県、政令市等の業務として位置付け、都道府県知事、政令市長又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、児童の意見聴取等を行うこととされた。

第2章 第2期実施計画の策定の背景

・子ども・子育て支援法等の改正（令和6（2024）年6月。内容ごとに段階的に施行）

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施、子ども・子育て支援金制度の創設等が規定された。

具体的には、児童手当の高校生年代までの拡充、妊婦等包括相談支援事業及び保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付の創設、児童扶養手当の拡充、産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置付け等を行うこととされた。

○ 男女平等に関わる人権

・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和6（2024）年4月）

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性（性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。））の福祉の増進を図るため、支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することや、支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを基本理念としている。

第2章 第2期実施計画の策定の背景

○ 高齢者の人権

・共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行（令和6（2024）年1月）

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会である共生社会の実現の推進を目的としている。

全ての認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことなどを基本理念として、国・地方が一体となって認知症施策を行っていくものとしている。

○ 障害者の人権

・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行（令和4（2022）年5月）

全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

施策を推進するに当たり、可能な限り、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすることや、日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく必要とする情報の取得利用・円滑な意思疎通ができるようにすることなどを基本理念としている。

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（障害者差別解消法）の施行（令和6（2024）年4月）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化することとされた。

第2章 第2期実施計画の策定の背景

○ 外国人の人権

・「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（令和4年6月）

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行（平成31（2019）年4月施行）による新たな外国人材受入れのための在留資格「特定技能」の創設を踏まえつつ、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議で決定された（平成30（2018）年12月。毎年改訂）。

また、令和4（2022）年度は、総合的対応策の改訂と同時に、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けて中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4（2022）年6月）が策定された（毎年一部変更）。

○ 性的マイノリティの人権

・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行（令和5（2023）年6月）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としている。

第2章 第2期実施計画の策定の背景

2 本市における社会情勢の変化

第2期実施計画の策定に当たっては、次に掲げる第1期実施計画の計画期間中における本市の社会情勢の変化を踏まえて検討していきます。

○子どもに関する社会情勢の変化

少子化が進行する一方、不登校児童・生徒数や児童虐待相談・通告件数は増加傾向にあり、特別支援学級の児童・生徒数も増加しています。

本市の社会状況や子ども・子育て家庭を取り巻く環境が変化し、価値観も多様化する中、児童虐待や、不登校、いじめ、非行等の支援が必要な子どもは増えており、地域の中で子どもや子育て家庭を見守り寄り添いながら、個々の子どもや子育て家庭の状況に応じた支援が求められています。

○高齢者に関する社会情勢の変化

本市の高齢者人口は年々増加し続け、令和6（2024）年10月1日時点で約32万人となっており、認知症高齢者は、令和7（2025）年に約7万人を超え、高齢者の約5人に1人が認知症であると推計しています。

また、高齢化や核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、家族や親族等との「つながり」の希薄化が見込まれています。

こうした状況から、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けた取組の推進が求められています。

第2章 第2期実施計画の策定の背景

○障害者に関する社会情勢の変化

本市における各障害者手帳所持者数は、令和7（2025）年現在で身体障害は36,200人、知的障害は13,508人、精神障害は18,819人となっており、身体障害者はやや減少傾向である一方、精神・知的障害者については、今後も増加傾向が続くことが見込まれ、高齢に伴い障害が重度化・重複化する方や、障害者手帳は持たないものの支援を要する方など、支援すべき対象範囲も広がってきていることから、個々の状態・状況やライフステージ、ニーズ等に応じた、よりきめ細やかな対応が求められます。こうした状況に対応するためには、総合相談や計画相談支援に加え、障害の状況に応じた専門相談や障害児等に対する相談支援の充実も必要です。

また、障害者差別解消法改正により合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されたことから、民間事業者・市民等への理解促進の取組をすすめる等、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現に向けた取組の推進が求められています。

○外国人に関する社会情勢の変化

令和7（2025）年7月末現在本市には約5万9千人の外国人市民が暮らしています。地域社会を構成する一員である外国人市民は、今後さらなる増加が見込まれており、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人々が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けた取組の推進が求められています。

第3章 第2期実施計画

1 第2期実施計画策定の方向性

(1)計画の政策体系・方向性等

条例第6条第3項の規定に基づき、令和7（2025）年7月に川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会から答申のあった「第2期実施計画の策定の方向性について」を踏まえて、次のように策定します。また、その際には、国の動向等を踏まえ、子どもの人権、高齢者の人権、外国人の人権等にも留意しつつ策定します。

○第2期実施計画の政策体系について

基本計画で定めた第1期実施計画の政策体系は、当該実施期間における人権に関する国の動向や社会情勢の変化を包含しつつ、次期実施計画期間における新しい人権課題や社会情勢の変化などにも柔軟に対応できるだけの普遍性を有していると考えられることから、第2期実施計画において継承することとします。

○基本計画の第2階層（人権に関する基本的施策）の方向性

上記と同様の理由により、令和8（2026）年から4年を計画期間とする第2期実施計画において、第1期実施計画における「人権に関する基本的施策」の体系を継承することとします。

○基本計画の第3階層（事業・取組）における留意点

第1期実施計画の事業・取組については、計画期間中における人権尊重のまちづくりの推進に必要な類型化をしていますが、第2期実施計画の策定に当たっては、この間の人権に関する国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、既存の類型を基本としつつも、それに加えて新たに次の視点を盛り込み、明確化することで、次の4年の計画期間における、適切な人権課題への対応につなげていくこととします。

- ・男女平等に関わる人権：困難を抱える女性等への支援
- ・障害者の人権：合理的配慮
- ・性的マイノリティの人権：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進

○第2期実施計画の全体の方向性

川崎市総合計画や各分野別計画等との整合を図りつつ、策定することとします。

第3章 第2期実施計画

(2)第2期実施計画の構成

令和8（2026）年度から4年間を対象とした本市の総合計画第4期実施計画では、市民にとって分かりやすく、状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画とするため、構成の抜本的な見直しを行うこととしており、当該見直しの趣旨を踏まえ、第2期実施計画でも、次のとおり策定します。

- ・市民にとってわかりやすく、また、法令改正や制度変更等の状況に即して適切な取組を推進できる計画とするため、第3階層の構成を見直すこととします。
- ・具体的には、第3階層に紐づく事業・取組のうち、基本目標の達成に向けて特に有効と考えられる事業・取組を「主な事業・取組」とし、その事業・取組についてのみ計画期間中に想定される「取組の方向性、アウトプット等」として、必要な情報を簡潔に記載することとします。
- ・また、事業・取組の全体については、別途一覧で概要を掲載することに加え、毎年の評価において、主な事業・取組の実績等を示し、効率的な進行管理とします。

第3章 第2期実施計画

2 第2期実施計画における基本的な考え方

基本計画に定める「人権に関する施策の基本理念と基本目標」を踏まえ、人権課題の解決に向けて、今後4年間（令和8（2026）年度から令和11（2029）年度まで）を計画期間とする「第2期実施計画」について、第1期実施計画の政策体系を継承し、第2階層（基本的施策）については、5つの「分野横断施策」と13の「分野別施策」で構成される18の人権に関する基本的施策とこれらに係る取組を体系的に整理して策定します。

分野横断施策は、全ての人権課題に共通する取組として、第1期実施計画で定めた5つの視点「①人権教育を推進すること」「②人権意識を普及すること」「③人権研修を推進すること」「④相談、人権救済、自立支援のための施策を充実すること」「⑤それらを推進する上で市民、事業者、市が連携協働する体制を整備すること」に沿って、総合的に推進します。

分野別施策は、それぞれの人権課題に応じて、5つの視点に留意しながら、個別法令、それぞれの計画等を踏まえて実施します。
さらに、これらの人権に関する基本的施策を着実に推進していくため、第3階層において、事業・取組を位置付け、第1階層に掲げる基本理念・基本目標の着実な達成に向け、取組を推進していきます。

第1階層		第2階層 (基本的施策)		第3階層 (事業・取組)	
< 基本理念 > 市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され 不当な差別のないまちかわさき					
< 基本目標 > 1 差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり 2 互いに違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり 3 人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり 4 市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり		1 分野横断施策 ・ すべての人権課題に共通する取組を総合的に推進 ※5つの視点	5 施策	11 類型	主な事業・取組 (27)
		2 分野別施策 ・ 各課題に応じて、個別の法令・計画等を踏まえ実施	13 施策	37 類型	主な事業・取組 (115)

※計画全体の成果や基本目標の達成を指標（全体目標及び基本目標1～4の指標）
※事業・取組の全体については、資料編の事業・取組一覧に掲載

第3章 第2期実施計画

3 第2期実施計画の体系

※事業・取組の全体については、資料編の事業・取組一覧に掲載

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策		類 型	主な事業・取組名
1 分野横断施策	1 人権教育の推進	1 学校・保育園等における人権教育の推進	・人権尊重教育の推進 ・共生・共育推進事業 ・福祉体験及び職場体験の実施
		2 生涯学習における人権教育の推進	・社会教育振興事業の実施
	2 人権意識の普及	1 普及活動の推進	・人権意識の普及・啓発
		2 事業者、団体等への普及活動の支援	・事業者・団体等の自主的な人権学習等への支援
		3 かわさきパラムーブメントの理念の浸透	・かわさきパラムーブメントの理念の浸透
	3 人権研修の充実・推進	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成	・人権に関する研修の実施 ・人権尊重教育研究推進校等の研究支援等 ・教職員研修の実施 ・関係団体主催の人権研修等への職員の参加促進
		2 より専門的な人権研修の推進	・保育園等職員向け研修の実施 ・児童相談所等の職員に対する子どもの人権に係る研修の実施 ・新規採用看護職員向け人権研修の実施 ・学校教職員等に対する人権・協働に関する研修の実施
	4 相談、人権救済、自立支援の充実	1 相談、人権救済、自立支援の充実	・相談窓口一覧の配布 ・人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進 ・人権相談の周知及び充実 ・労働相談の実施 ・経済的に困窮している人の自立に向けた取組 ・こころの電話相談 ・人権オンブズパーソン運営事業
		2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化	・川崎人権擁護委員協議会等との連携強化 ・人権オンブズパーソン制度活用推進のための関係団体等との連携強化
	5 連携協働による取組の推進	1 市民、事業者の参加の促進	・川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への市民委員の参加促進 ・人権に関する市民意識調査の実施等
		2 関係団体・関係機関との連携協働の推進	・川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会による人権意識の普及活動の実施

第3章 第2期実施計画

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策		類 型	主な事業・取組名
2 分野別 施策	1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	・子どもの権利に関する広報・啓発 ・研修への講師派遣等の実施 ・専門職の育成に関わる研修 ・子どもの権利に関する教育の推進 ・子どもの権利学習の推進 ・子どもの権利侵害に関する相談体制の整備等 ・子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくり ・男女平等教育教材の活用 ・児童・青少年電話相談 ・不登校の子どもへの支援 ・幼児教育における巡回相談・支援等
		2 子どもの意見表明・参加の促進	・こども文化センターにおける子ども運営会議の実施 ・こども文化センターの運営 ・子ども夢パークにおける子ども運営委員会の実施 ・川崎市子ども会議の充実 ・子ども夢パークにおける各種イベント等の実施 ・子どもの意見聴取等への対応 ・子ども・若者の“声”募集箱の管理・運営
		3 子どもの最善の利益の確保	・広報資料の多言語化と相談・手続に係る多言語対応 ・帰国・外国人児童生徒等支援事業 ・思春期精神保健相談 ・公立保育所における巡回相談・支援等 ・子どもの権利ノートの作成・配布等 ・学校安全推進事業 ・外国人母子保健サービスの提供 ・川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用 ・児童相談所における関係機関との連携 ・児童虐待防止普及啓発活動

第3章 第2期実施計画

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策		類 型	主な事業・取組名
2 分野別施策	2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	・ 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進 ・ 市職員の意識改革
		2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	・ 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大 ・ 働く女性・働きたい女性の活躍推進 ・ 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進
		3 地域における男女共同参画の推進	・ 地域防災における男女共同参画の推進 ・ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
		4 DV及び困難を抱える女性等への支援	・ 様々な機関と連携・協働した支援体制の充実 ・ 安心して相談できる窓口の整備と周知 ・ 性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発
	3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	1 いきがい・介護予防施策等の推進	・ 高齢者いきがい・社会参加促進事業 ・ 介護予防・重度化防止対策事業
		2 地域のネットワークづくりの強化	・ 高齢者総合相談・支援事業 ・ 地域見守りネットワーク事業
		3 利用者本位のサービスの提供	・ 介護保険サービス等の着実な提供
		4 医療介護連携・認知症施策等の推進	・ 医療・介護等連携推進事業 ・ 権利擁護体制の推進 ・ 認知症施策の推進
		5 高齢者の多様な居住環境の実現	・ 介護サービスの基盤整備 ・ 市営住宅等ストック活用事業 ・ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
	4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～	・ 障害者等総合相談・支援事業 ・ 障害児等総合相談・生活支援事業 ・ 障害者生活支援事業 ・ 障害者社会参加・就労支援事業 ・ 特別支援教育推進事業

第3章 第2期実施計画

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策		類 型	主な事業・取組名
2 分野別 施策	4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～	・障害を理由とする差別解消の推進 ・学校における福祉教育の推進 ・権利擁護体制の推進 ・パラアート推進事業 ・パラスポーツの充実 ・かわさきパラムーブメント推進事業（一部再掲）
		3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～	・ユニバーサルデザイン推進事業 ・障害者緊急通報システムの設置
	5 同和問題の解決に向けた取組の推進	1 同和問題の解決に向けた啓発・支援の推進	・同和対策事業 ・戸籍関係証明書等の適正交付の取組
	6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	1 差別の解消と人権侵害の防止	・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組
		2 行政サービスの充実	・外国人来庁者に向けた多言語案内 ・外国人の生活に必要な情報提供 ・国際交流センター等を活用した外国人相談の実施 ・多言語による年金制度の周知 ・医療通訳スタッフの派遣 ・保育所での言語や生活習慣等の違いへの配慮 ・民間賃貸住宅等居住支援推進事業（再掲） ・災害時における多言語支援センターの設置
		3 多文化共生教育の推進	・帰国・外国人児童生徒等支援事業 ・多文化共生教育推進事業 ・識字学習活動の支援
		4 社会参加の促進	・外国人市民代表者会議の運営 ・（公財）川崎市国際交流協会の民間国際交流活動への支援
		5 共生社会の形成	・多文化共生の考え方についての広報・啓発 ・多文化共生、国際理解に関する研修等の実施 ・教職員への人権・多文化共生研修の実施 ・川崎市国際交流センターを活用した取組
		6 施策の推進体制の整備	・外国人市民意識実態調査の実施

第3章 第2期実施計画

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策		類 型	主な事業・取組名
2 分野別 施策	7 疾病に関する人権尊重の取組の推進	1 感染症に関する啓発、支援等	・ 感染症に関する普及啓発等の取組 ・ H I V等の早期発見・感染予防に向けた取組
	8 ホームレス（野宿生活者）等の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	1 ホームレス自立支援事業	・ ホームレス自立支援事業
		2 関係機関との連携による取組	・ 就業の機会の確保に関する取組 ・ 安定した居住の確保に関する取組 ・ 保健及び医療の確保に関する取組
	9 拉致問題の解決に向けた取組の推進	1 拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組の推進	・ 拉致被害者及び拉致被害者家族を支援する取組の推進
	10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	1 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進	・ 性的マイノリティに関する啓発の取組 ・ 学校における性的マイノリティの知識向上に関する取組
		2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進	・ 性的マイノリティの課題に関する取組 ・ 児童相談所での相談の取組 ・ 精神保健相談での相談の取組 ・ 教育相談センターでの相談の取組
	11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	1 自殺の実情を知る	・ 自殺予防に関する普及啓発事業 ・ 「いのち、こころの教育」の推進
		2 自殺防止のためにつながる	・ ゲートキーパーの養成 ・ 各区役所における精神保健相談 ・ 自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進 ・ 精神保健等に関する包括的研修 ・ 健康相談支援事業
		3 自殺防止のために支える	・ 自死遺族へのケアと情報提供 ・ 自死遺族電話相談の実施 ・ 自殺未遂者及びその家族への支援
	12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進	1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進	・ インターネット上の人権侵害に係る取組 ・ 教育D X推進事業に基づく取組 ・ 市立学校におけるインターネット上の問題に対する取組

第3章 第2期実施計画

第 2 階層		第 3 階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策		類 型	主な事業・取組名
2 分野別 施策	1 3 様々な人権課題に対する取組の推進	1 固有の歴史・文化を持つ人々（アイヌの人々等）の人権	・ 固有の歴史・文化を持つ人々への理解を深めるための取組
		2 犯罪被害者等の人権	・ 犯罪被害者等支援事業
		3 刑を終えて出所した人々の人権	・ 刑を終えて出所した人及びその家族への差別や偏見の解消に向けた取組 ・ 更生保護事業
		4 災害被害者の人権	・ 人権に配慮した地域防災の取組の推進
		5 人身取引被害者の人権	・ 関係団体・関係機関との情報交換や啓発等の取組

第3章 第2期実施計画

4 「基本的施策」と「主な事業・取組」

第2階層である基本的施策では、基本理念が施策のあらゆる分野において実現されるよう、「人権教育の推進」などの5つの「分野横断施策」を定めるとともに、13の「分野別施策」と合わせて、18の人権に関する施策を定めました。

また、第3階層では、基本目標の達成に向けて特に有効と考えられる事業・取組を「主な事業・取組」として取りまとめました。
なお、「主な事業・取組」を含む全ての事業・取組については、別途事業・取組一覧に概要を記載し、巻末の資料編に掲載しました。

※本計画では、「主な事業・取組」のほか、それ以外の「事業・取組」も含めて総合的に取組を推進していくことで、基本目標の達成を目指していきます。

第3章 第2期実施計画

分野横断施策 1

人権教育の推進

主な課題

- 人権について正しい知識を得て理解を深めていくことは、子どもから大人まで求められることであることから、これに対応するための継続的な人権教育の推進が必要です。
- 子どもは、一人ひとりがかけがえのない価値と尊厳を持っており、平等を前提として個性や他者との違いを認め合い、生きる力を育むことができるように人権教育を推進していく必要があります。
- 川崎市で進めている「かわさきパラムーブメント」の取組を未来へ残していくには、将来を担う子どもが、障害や人種、LGBTなどをはじめとするいわゆる社会的マイノリティに対して正しく理解し行動できるようにしていくことが重要と位置付け、学校教育において取組を進めてきており、この取組は市民の人権意識の向上につながるものであることから、引き続き、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を計画的・系統的に行っていく必要があります。
- 人権学習を効果的に行うためには、関係団体・関係機関と連携しながら推進していくことが重要です。
- 市民の主体的な人権学習を支援する必要があります。この市民の学習の支援に当たっては、情報や場の提供を行うことが求められます。

取組の方向性

- 「差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり」や「互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり」を進めるためには、市民一人ひとりが、人権について正しい知識を得て理解を深めていくことが必要なことから、子どもから大人まで継続的に人権教育を推進します。
- 学校・保育園等においては、子どもの権利に基づき、子どもたちの自尊感情を育み、違いを認め合い、尊重し合う意識や態度の育成を目指して、発達段階に応じた人権教育を実施し、また、大人も対象となる社会教育においては、人権を尊重し共に生きる社会をつくるために人権教育を推進するとともに、市民による主体的な学習・研修等を支援します。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 学校・保育園等における人権教育の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
人権尊重教育の推進	子どもたちの人権感覚や人権意識の育成に向けた取組を推進します。	- 人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施 - 人権尊重教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用
共生・共育推進事業	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	- 各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 - プログラムを活用した授業の実施
福祉体験及び職場体験の実施	福祉体験や職場体験など、学校での高齢者や障害者等との交流を促進するとともに、人権尊重教育を推進します。	福祉体験及び職場体験の実施

類型2 生涯学習における人権教育の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
社会教育振興事業の実施	人権をはじめ様々な課題の学習の場として社会教育振興事業を実施します。また、市民の生涯学習を支援する取組を推進します。	- 市民館への指定管理者制度の導入(R8年度:多摩市民館、麻生市民館他) - 教育文化会館・市民館等における学級・講座等の実施

第3章 第2期実施計画

分野横断施策 2

人権意識の普及

主な課題

- 偏見や差別が生じる要因は、その多くが誤った認識や知識の不足などにあると言われています。これらの要因を取り除くためには、市民一人ひとりが日々の生活の中で、人権の大切さを理解し、人権意識を高める努力をすることが重要です。
- 人権の重要性や人権の考え方、人権侵害の歴史と構造、その救済や問題の解決をはじめとして、様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、市民一人ひとりが、互いの人権を尊重できるように効果的な広報や普及活動を充実させることが求められます。また、これらの取組を効果的に行うためには、市民の参加や人権に関する教材の有効利用等について検討する必要があります。
- 「人権尊重のまちづくり」を進めるに当たっては、市民だけではなく、団体等を含む事業者が社会的責任として人権を尊重し、様々な人権課題に取り組めるようにすることが重要であることから、事業者に対し人権に関する情報の提供等を行うほか、事業者が主体的に人権学習・研修に取り組むように働きかけを行い、事業者による人権意識の普及活動を支援することが必要です。
- 「かわさきパラムーブメント」の理念は、人権意識の向上につながるものであることから、その理念の浸透に向けた取組は企業、団体、市民を巻き込み、それぞれが主体的に、あるいは相互に連携しながら進めていく必要があります。

取組の方向性

- 市民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない社会を実現するため、人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援します。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 普及活動の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
人権意識の普及・啓発	人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、さまざまな人権課題に対する正しい知識の普及・啓発や支援に取り組めます。	人権フェア等の人権意識の普及啓発に向けた取組の推進

類型2 事業者、団体等への普及活動の支援

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
事業者・団体等の自主的な人権学習等への支援	事業者、団体等の自主的な人権学習や研修会の支援を行うとともに、その広報活動の充実を図ります。	事業者・団体等の自主的な研修を支援するための職員の派遣、書籍等の貸出の推進

類型3 かわさきパラムーブメントの理念の浸透

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
かわさきパラムーブメントの理念の浸透	人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念とする「かわさきパラムーブメント」の理念の浸透を図ります。	イベントやSNS等を活用した「かわさきパラムーブメント」の理念浸透に向けた取組の推進

第3章 第2期実施計画

分野横断施策 3

人権研修の充実・推進

主な課題

- 「人権尊重のまちづくり」を進めるに当たっては、全ての職員が人権問題を正しく理解し、自分の問題として捉え、自身も含めて人権を侵害する行為をなくすという問題意識を持ち、それぞれの分野においてその解決に向けて取り組む必要があります。
- 全ての職員が、職員として求められる人権意識とは何かを学び、各業務と人権との関わりから、人権が身近な問題であることを再認識し、市民や事業者に対する接し方を振り返るとともに、職場における個々の人権が確保されているか確認できるよう、効果的な人権研修を計画的に実施することが求められます。
- 保健・福祉・医療、教育等に従事する職員にあつては、その業務の性格上、人権意識が特に求められることから、専門知識や技術の習得のための研修を推進する必要があります。

取組の方向性

- 人権尊重のまちづくりを担う職員を育成するため、効果的な人権研修を計画的に実施します。
- 業務の性格上、人権意識が特に求められる職員に対しては、専門性や人権意識をより高めるための研修を継続的に実施します。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
人権に関する研修の実施	市職員の人権意識の醸成と「共生のまちづくり」の実現を図るため、各階層別研修における人権に関する研修及び全ての職員を対象とした人権研修を実施します。	新規採用職員研修、新任課長研修等の各階層別研修及び人権研修などの研修を通じた職員の人権意識醸成
人権尊重教育研究推進校等の研究支援等	人権尊重教育研究推進校・実践校等の人権研究・人権研修への協力を行い、その成果を各学校で生かしていきます。	人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施
教職員研修の実施	子どもたちとともに学び続ける教員であるために、育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修を推進します。	教職員の資質・能力の向上を目指した研修の実施
関係団体主催の人権研修等への職員の参加促進	人権問題に係る認識を深め、職員の人権意識の向上を図るため、関係団体が主催する研修や人権学校等の市民向け普及事業への職員参加を促進します。	職員への人権研修の充実を図るため、様々な機会の提供

第3章 第2期実施計画

類型2 より専門的な人権研修の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
保育園等職員向け研修の実施	保育園等職員向け研修を実施し、人権意識の普及に努めます。	保育園等職員向け研修による人権意識の普及
児童相談所等の職員に対する子どもの人権に係る研修の実施	児童相談所その他の関係機関等職員への子どもの権利擁護、児童虐待等に関する研修を実施します。	児童相談所等の職員に対する子どもの人権に係る研修の実施による人権意識の普及
新規採用看護職員向け人権研修の実施	新規採用看護職員研修等で人権研修を実施します。	看護倫理の前提となる基本的人権の研修を実施
学校教職員等に対する人権・協働に関する研修の実施	学校教職員や指導主事等に対して人権・協働に関する研修を実施します。	学校教職員、指導主事等に対する人権・協働に関する研修の実施

第3章 第2期実施計画

分野横断施策 4

相談、人権救済、自立支援の充実

主な課題

- 相談や支援が必要な市民に的確に届くようにするためには、市民に各種相談窓口、救済機関、公的支援制度、NPO等が行っている支援等の様々な情報を効果的に周知するとともに、気軽に安心して相談できる体制の充実に向けた取組を推進することが必要です。また、関係団体・関係機関と連携しながら、迅速・的確に支援できるように相談・救済体制の強化を図る必要があります。
- 自立に向けた支援の充実を図るには、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権を保障するとともに、日常生活上の自立をはじめ社会的自立や経済的自立などの支援に取り組むことが求められます。
- 当事者が、問題の本質を理解し、主体的に問題を解決し、自立して社会参加等を実現するためには、様々な支援を必要とします。また、自ら人権を守ることが困難な状況にある市民には、個別の必要に応じた支援が求められます。このような状況に対応するため、関係団体・関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済・支援策の充実を図っていくことが必要です。

取組の方向性

- 市民一人ひとりの人権が尊重され、「人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり」を進められるよう、相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、体制を充実します。また、基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、自立支援の充実に努めます。
- 関係団体・関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済・支援策の充実を図ります。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 相談、人権救済、自立支援の充実

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
相談窓口一覧の配布	人権相談を含めた川崎市相談窓口一覧の整備・充実を図り、区役所等の市民が利用する窓口で配布します。	川崎市相談窓口一覧「かわさき相談マップ」の発行・配布
人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進	「かわさき人権相談」による相談及び人権侵害による被害の救済に資する情報提供を実施します。	「かわさき人権相談」による相談及び情報提供の実施
人権相談の周知及び充実	各区役所で実施している人権擁護委員による人権相談を周知するとともに充実を図ります。	各種イベント等で人権擁護委員の人権相談の活動を周知
労働相談の実施	労働問題を抱えた勤労者を守る立場に立って、対面・オンライン・電話による労働相談を実施します。また、相談窓口の周知に取り組みます。	- 対面・オンライン相談 週2回(中原区役所) - 電話相談 月曜～金曜
経済的に困窮している人の自立に向けた取組	生活に困窮する方に対し、社会的経済的な自立に向けた取組を推進します。	- 生活保護に至る前の段階で、「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」において、仕事・住まい・家計などについての相談・支援を実施 - 生活保護受給者を対象に、各種就労支援事業を実施
こころの電話相談	市民を対象とした、こころの健康や病気に関する電話相談を実施するとともに、市のホームページ、パンフレット等による広報に努め、関係機関への周知を図ります。	- 電話相談:毎日9:00～21:00(年末年始は9:00～17:00) - ホームページ、パンフレット等による周知

第3章 第2期実施計画

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
人権オンブズパーソン運営事業	子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。また、制度の普及啓発に努めます。	- 子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 - 救済申立てに関する調査・調整等の実施 - 相談・救済についての広報・啓発等の実施 - 市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進

類型2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
川崎人権擁護委員協議会等との連携強化	横浜地方法務局川崎支局や川崎人権擁護委員協議会等との情報交換を行い、連携強化を図ります。	関係機関との連携強化による相談体制の充実
人権オンブズパーソン制度活用推進のための関係団体等との連携強化	人権オンブズパーソン制度活用の推進を図るため、子どもの権利や男女平等に関わる人権の侵害に対する相談・救済を行う関係団体・関係機関との連携強化に努めます。	関係会議への参加、関係機関・団体との意見交換等の実施

第3章 第2期実施計画

分野横断施策 5

連携協働による取組の推進

主な課題

- 人権尊重のまちづくりを推進するためには、より多くの市民と事業者が人権施策へ参画し、主体的な取組を広げていくことが必要です。そのために、市民、事業者が「人権を尊重し、共に生きる社会」づくりに参加できる機会を拡大するとともに、人権擁護に取り組みやすい環境の整備に向けた取組を推進していくことが必要です。
- 「人権を尊重し、共に生きる社会」をつくるには、事業者の協力が必要です。事業者に社会的責任として人権尊重の理解を求めるとともに、その取組について働きかけを行い支援する必要があります。
- 広域的な人権問題に取り組むためには、関係団体や国、県、近隣自治体等の関係機関との連携協働を充実させていくことが必要です。
- 様々な人権侵害について、被害の救済を図る上で必要な支援を行うためには、専門的知見を有する弁護士会などの関係団体や、権限を有する国、県などの関係機関との連携協働を強化していくことが必要です。

取組の方向性

- 「市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり」を進めるために、市民や事業者の参画を促進していきます。
- 「互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり」や「人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり」を進めるために、関係団体や国、県、近隣自治体等の関係機関との連携協働により、人権施策の取組を推進していきます。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 市民、事業者の参加の促進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への市民委員の参加促進	人権施策の総合的な推進を図るため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への市民参加を促進します。	市民委員の公募(R8年度)
人権に関する市民意識調査の実施等	人権施策の総合的な推進を図るための基礎資料とするため、人権に関する市民意識調査を定期的実施するとともに、調査結果を公表します。	人権に関する市民意識調査(R11年度)

類型2 関係団体・関係機関との連携協働の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会による人権意識の普及活動の実施	川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会の充実を図り、人権意識の普及活動を効果的に推進します。	地域の人権啓発活動の実施

第3章 第2期実施計画

分野別施策 1

子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進

現状と課題

- 平成元(1989)年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」を、国が平成6(1994)年に批准した後、本市では、平成12(2000)年に全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定しました。同条例の理念、趣旨のもと、子どもの権利に関する理解を深める権利学習や「かわさき子どもの権利の日事業」等による子どもの権利に関する広報・周知活動、子どもの意見表明や市政参加の場である「川崎市子ども会議」の開催、子どもの居場所と活動拠点となる「川崎市子ども夢パーク事業」など、子どもの権利保障を推進する取組を行っています。また、同条例を受け、いじめや体罰、虐待など、子どもの権利の侵害に係る相談及び救済機関として、平成14(2002)年に「人権オンブズパーソン」を設置し、関係機関との連携・協力のもと相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図っています。
- 子どもがあらゆる差別を受けず、虐待やいじめから守られ、安心して生きていくことができるよう、平成24(2012)年に「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定、いじめ防止対策推進法に基づき平成26(2014)年に「川崎市いじめ防止基本方針」を策定し、虐待やいじめの防止に取り組むとともに各種相談事業も実施しているところです。
- 本市では、依然としていじめ問題や児童虐待などが後を絶たず、不登校児童も増加傾向にあります。さらに、性的マイノリティへの無理解等に起因した人権侵害などの課題が発生していることから、より一層、権利に関する学習や広報・周知に努めるとともに、子どもの状況に応じた権利保障や、安心して過ごすことができる地域の中の居場所の充実等が必要となっています。また、「人権オンブズパーソン」等の相談・救済機関が十分に活用されるよう、周知啓発に加え相談しやすい環境づくりも求められます。

取組の方向性

- 子どもの人権の尊重と権利保障を推進するためには、子どものみならず大人を含めより多くの市民が子どもの権利への関心と理解を深める必要があるため、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、より分かりやすい広報資料の作成や効果的な周知・配布方法等の検討、市民参加のもと啓発イベントの実施など、広報・啓発活動に取り組めます。
- 子どもを取り巻く環境が大きく変化している中においても、子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもが置かれている状況に応じ、スクールカウンセラーの配置など各施設における相談体制や学習支援など個別に必要な支援を受けられるよう、施策の推進を図るとともに、地域における居場所の充実や、家庭、育ち・学ぶ施設、地域など子どもが育つ場における子どもの権利保障に向け、保護者に対する子育て支援、保育園・学校等施設職員に対する研修、地域で活動する団体等への支援等に取り組めます。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 子どもの権利の尊重

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
子どもの権利に関する広報・啓発	広報資料・ホームページ等の活用、「かわさき子どもの権利の日をつどい」の開催によるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進を図ります。	- パンフレット等を活用した広報・意識普及の促進 - ホームページ等の活用によるさまざまな世代に向けた意識普及の促進 「かわさき子どもの権利の日をつどい」の開催
研修への講師派遣等の実施	子どもの権利に関する意識を広めるため、市民活動団体への研修開催等の支援や子どもに関わる職員等への研修を行います。	- 市民活動団体が実施する研修等への講師派遣の実施 - 子どもに関わる職員等への研修の実施
専門職の育成に関わる研修	児童相談所や区役所地域みまもり支援センターの各専門職の専門性の向上を図るための研修等を行います。	専門職の育成に関わる研修等の実施
子どもの権利に関する教育の推進	子どもの権利に関する教育の推進に向けた会議の開催や研修等の取組を行います。	教員向け人権研修の実施
子どもの権利学習の推進	子どもの権利に関する教育の推進に向けた会議の開催や研修等の取組を行います。	子どもの権利学習の実施

第3章 第2期実施計画

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
子どもの権利侵害に関する相談体制の整備等	不登校等への対応のため、スクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	・ スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ・ スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化 ・ 多様な相談機能の提供
子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくり	相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくりに取り組みます。	・ 小・中学校等での「子ども教室」の実施 ・ 様々な広報媒体を活用した効率的、効果的な広報啓発活動の実施
男女平等教育教材の活用	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を活用した学習を推進し男女平等に対する意識を高めます。	・ 「自分らしくかがやく」の配布・活用
児童・青少年電話相談	児童及び青少年の悩みごとや困りごとが相談できる児童・青少年電話相談を実施します。	・ 児童・青少年電話相談の実施による養護・障害・非行・人間関係・社会生活などの相談受付
不登校の子どもへの支援	不登校等への対応のため、スクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	・ 支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進 ・ スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実
幼児教育における巡回相談・支援等	相談員による巡回相談を行い、教職員に対して園児の支援方法を助言します。	・ 教職員への巡回相談・支援

第3章 第2期実施計画

類型2 子どもの意見表明・参加の促進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
こども文化センターにおける子ども運営会議の実施	こども文化センターにおいて子ども運営会議を実施します。	子ども運営会議の実施による利用者ニーズの把握
こども文化センターの運営	子どもが自ら育ち学べる居場所を提供します。	こども文化センターの運営による子どもの健全育成
子ども夢パークにおける子ども運営委員会の実施	子ども夢パークにおいて各種子ども運営委員会を実施します。	子ども運営委員会の実施による子どもが主体となった子ども夢パークの運営
川崎市子ども会議の充実	「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	「川崎市子ども会議」の充実による子どもの育ちと意見表明の促進
子ども夢パークにおける各種イベント等の実施	子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等を実施します。	子ども夢パークにおける支援や各種イベント等の実施による子どもの健全育成
子どもの意見聴取等への対応	児童相談所が支援する児童に対して、施設入所等の措置開始時や一時保護の決定時等において子どもの意見聴取等を行うとともに、一時保護施設等に意見表明等支援員を派遣し、児童が意見表明するための支援をする事業を実施します。	児童相談所による意見聴取等措置や意見表明等支援事業の実施による子どもが意見を表明する機会の確保

第3章 第2期実施計画

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
子ども・若者の“声”募集箱の 管理・運営	幅広い子ども・若者の市に対する意見等を把握し、市政運営の参考とするため、「子ども・若者の“声”募集箱」の活用を推進します。	「子ども・若者の“声”募集箱」を活用した子ども・若者の市に対する意見等を表明する機会の確保

類型3 子どもの最善の利益の確保

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
広報資料の多言語化と相談・ 手続に係る多言語対応	外国人市民が必要な情報や行政サービスを受けられるよう、広報資料の多言語化の推進、「やさしい日本語」の活用や窓口の多言語対応の支援などを行います。	- 多言語広報資料についての調査及び進捗管理 - 多文化共生総合相談ワンストップセンター及びかわさき多文化共生プラザにおける相談支援の実施
帰国・外国人児童生徒等支援 事業	外国につながるのある児童生徒の自己実現を支えるため、一人ひとりのアイデンティティを大切に、特別の教育課程による日本語指導等の充実を図るとともに、日本語指導初期支援員を適切に配置するなどの支援を総合的に推進します。	- 日本語指導初期支援員の配置 - 国際教室の設置、巡回日本語指導の実施 - 通訳者の派遣、通訳機の配置 - 円滑な就学に向けた支援
思春期精神保健相談	思春期精神保健に関する相談の実施及び思春期精神保健相談の支援技術の向上のためのスーパーバイズを実施します。	- 思春期精神保健相談：平日8:30～12:00、13:00～17:00 - 思春期精神保健スーパーバイズ：毎月1回実施
公立保育所における巡回相 談・支援等	相談員による巡回相談を行い、保育士、保護者に対して園児の支援方法を助言しています。また、医療的ケアを必要とする児童及び障害をもつ児童の受入れ、並びに保護者支援を行います。	- 保育士、保護者への巡回相談・支援 - 障害を持つ児童の受入れ及び発達支援 - 医療的ケアを必要とする児童の受入れ及びケア

第3章 第2期実施計画

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
子どもの権利ノートの作成・配布等	児童養護施設等に入所する児童に対して子どもの権利ノートを配布し、説明を行うとともに、児童及び施設職員の意識醸成を行います。	子どもの権利ノートの作成・配布による児童及び施設職員の意識醸成
学校安全推進事業	危険を予測、回避する能力を育成する安全教育充実に向けて、交通安全・防災教育の実施等、学校での取組を支援するとともに、登下校時の見守り人材の配置、教職員による安全点検の実施など、安全な学校生活を守る取組を推進します。	- スクールガードリーダーの配置 - 地域交通安全員の適切な配置 - 通学路における危険個所の改善の推進 - 各学校の実態に応じた防災教育の推進 - 学校施設の安全点検の実施
外国人母子保健サービスの提供	子育てをする外国人市民に対し、日本での出産や育児に必要な情報を取得できるよう多言語による情報発信、外国語版母子健康手帳等の交付や健康診査等の問診票の多言語化など、日本語が不慣れな外国人市民の子育て支援を行います。	- 外国語版母子健康手帳等の配布 - 通訳ボランティアの派遣 - 外国人を含めた自主的な子育てグループの支援
川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用	「川崎市児童虐待対応ハンドブック」等を活用し、保育所、幼稚園、学校等児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。	ハンドブックの作成及び関係機関への配布・周知
児童相談所における関係機関との連携	保健・医療機関や警察・検察等の司法機関との連携を図り、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門知識を活かした支援を推進します。	関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進
児童虐待防止普及啓発活動	児童虐待防止に関する普及啓発活動を行います。	児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちはやく)の周知など児童虐待防止普及啓発活動の実施

第3章 第2期実施計画

分野別施策 2

男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進

現状と課題

- 固定的な性別役割分担意識、性に関するアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を解消することが重要であり、市民全体の意識改革や理解促進に取り組むことが必要です。
- 発達段階に応じた人権教育や、多様な生き方・働き方を可能とするキャリア教育を推進するとともに、教員や保護者等の男女共同参画に関する認識を深めていくことが必要です。
- 女性活躍推進に向けた理解促進、ロールモデルやキャリア形成の情報提供、目標設定等を通じ、地域事業者や団体に向けて広く意識啓発と働きかけが必要です。
- 女性がライフイベントに合わせて希望する働き方が実現でき、就労支援や起業など多様な働き方やキャリア形成支援を推進していくことが必要です。
- 働き方の見直しや、男性の育児・介護休業取得促進など、男性の家庭生活への参加に向けた支援を推進していくことが必要です。
- 地域防災の取組に男女共同参画の視点が浸透するよう、庁内関係部署と地域が連携して防災体制を構築していくことが引き続き重要です。また、地域防災における女性の参画拡大に向け、女性が重要な担い手であることの意識啓発が必要です。
- 貧困等生活上の困難に直面する女性が抱える困難の実態を把握するとともに、地域で安心して妊娠・出産、子育てができる環境整備に向けて、関係機関と連携した居場所づくり事業や出張相談などの手法を検討し、幅広い対象者への情報提供や、多様な機関との連携も必要です。
- 女性支援法の成立を踏まえ、市町村については、困難な問題を抱える女性等への支援に必要な施策を講じる責務が明確化され、民間団体等との連携・協働により、包括的な支援を提供する体制の整備に努めることが求められています。



(男女共同参画かわさきフォーラム)



(かわさき☆えるぼし事例集)

取組の方向性

- 性別にかかわらず、誰もが互いに一人ひとりの個性と能力を認め、尊重し合うことは、男女共同参画社会を実現する上で重要であり、市の施策が固定的な性別役割分担意識等を助長することがないよう職員の意識向上を図るとともに、性別によって異なるニーズがあることを踏まえて施策を推進します。
- 政策・方針決定過程への女性の参画、男女共に働きやすい職場環境づくり、男性の家庭生活への参画促進に向けた取組を一体的に推進します。
- 地域防災などの方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、誰もが安心して暮らすことができる環境の整備を推進します。
- 一人ひとりが生涯にわたって地域で健康に生活できるようライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- 暴力を容認しない社会環境の整備に向けて情報提供・啓発を推進していくとともに、被害者の意思を尊重し、ニーズに合わせて関係機関が連携しながら支援を行います。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進	性別による固定的な役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)の解消に向けて、男女共同参画やSDGsに関する理解を促進するための広報・啓発活動を推進します。	「男女平等推進週間」等を通じた啓発 - ホームページをはじめとする多様な媒体や市のあらゆる施設を積極的に活用した広報の実施
市職員の意識向上	市職員一人ひとりが男女共同参画社会の意義を理解し、その視点に配慮して施策事業を推進できるよう啓発を行います。	男女共同参画社会や性の多様性についての理解を深めるための職員研修の実施

類型2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大	審議会等委員への女性の参加を促進し、市の政策・方針の立案及び決定過程に、多様な視点を反映します。また、市内の事業者や団体等へ情報提供や働きかけを行います。	審議会等委員への女性の参加の推進
働く女性・働きたい女性の活躍推進	女性がいかなるライフステージにおいても希望に応じて働くことができるよう、女性の就業継続及び再就職・起業等への支援や、従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援等を推進します。	- 女性の就業継続・キャリアアップに向けた支援講座の実施 - 働く女性が抱える悩みや問題の解消に向けた相談の実施
女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進	女性活躍や働き方改革に取り組む企業の認証等を行い、好事例の発信などを通じ、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮しながら働ける環境整備を促進します。	「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業における女性活躍推進の取組

第3章 第2期実施計画

類型3 地域における男女共同参画の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
地域防災における男女共同参画の推進	災害時の支援において性別等によりニーズが異なることに配慮し、男女共同参画の視点から災害対策を推進します。また、より多くの女性が地域防災の担い手として参画し、多様な視点が地域防災活動に反映されるよう取組を進めます。	- 市民と連携した情報発信や出前講座の実施による男女共同参画の視点を取り入れた防災体制への理解促進 - 地域防災の担い手となる女性リーダーの養成の推進
貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	家族関係や就労問題、ひきこもりなどに悩みを抱える女性が、交流を通じてエンパワメントし解決に向かえるよう、居場所づくりの支援を行います。	自助グループ支援やシングルマザーサロンの実施

類型4 DV及び困難を抱える女性等への支援

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
様々な機関と連携・協働した支援体制の充実	支援調整会議を組織し、関係機関のネットワークづくりに取り組むとともに、情報共有や支援内容の検討を行います。	- 支援調整会議を中心とした多様な関係機関の連携体制の構築 - 相談支援機能の充実
安心して相談できる窓口の整備と周知	様々な困難を抱える女性等が早期に必要な支援に繋がるよう、効果的な手法で相談窓口の周知を行います。	広報物やSNS等での女性支援に係る相談窓口の周知・啓発
性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発	若い世代に対して人権教育や予防啓発を実施し、被害者及び加害者を生み出さないための取組を推進します。	市内中学校・高校・大学でのデートDV予防啓発講座の実施

第3章 第2期実施計画

分野別施策 3

高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進

現状と課題

- 本市においても、高齢化の進展により人口の約5人に1人が高齢者となっており、今後も高齢者人口は年々増加を続け、超高齢社会(65歳以上の高齢者の割合が「人口の21%」を超えた社会)の到来が予想されています。高齢社会の進行や核家族化の進展に伴い、家族の支援を受けにくいひとり暮らし等高齢者や、日中独居高齢者、老老介護世帯が増加しているため、専門的な支援に加えて、見守りや生活支援ニーズの増加が見込まれており、また、支援に結びつかない人や複雑化・複合化した課題を抱えた世帯等への対応も必要となっています。
- 認知症の人やひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、消費者被害や高齢者虐待など、高齢者の権利侵害も増加する恐れがあることから、高齢者の意思決定支援や権利擁護の取組を更に推進する必要があります。そのほかにも、年齢等を理由に賃貸住宅への入居を拒まれるといった問題も発生しています。
また、認知症については、国において、令和6(2024)年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されたことを受け、本市においても、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。
- 本市においては、「かわさきいきいき長寿プラン」を策定し、「①高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」「②介護が必要になっても『かわさき』で暮らし続けられる支え合いのまちづくり」を基本目標として、高齢者施策を推進しています。高齢者が地域でいきいきと暮らすためには、高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めることが必要です。

取組の方向性

- 一人暮らし等高齢者の状況や地域特性等を踏まえ、既存の地域での取組に加え、多様な主体との連携による取組への支援を行いながら、身近な小地域での見守り・支え合いの更なる仕組みづくりを進めます。
- 認知症高齢者をはじめ、誰もが虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供や成年後見制度の利用を促進する等の権利擁護の取組を推進します。
- 「かわさきいきいき長寿プラン」に基づき、「川崎らしい都市型の地域居住の実現」をめざすことを基本方針とし、①高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、②介護が必要になっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくりを基本目標として、すべての高齢者が安心して生活できるよう、取組を推進します。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 いきがい・介護予防施策等の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
高齢者いきがい・社会参加促進事業	いこいの家等における、いきがいづくりの支援等を行うとともに、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりの取組を進めます。	いこいの家・いきいきセンター等利用者数(R7年度:639,393人→R11年度:777,000人)
介護予防・重度化防止対策事業	市民のセルフケア意識を高め、主体的に介護予防に取り組むことができるよう、地域の担い手づくりや地域活動支援、フレイル予防の普及啓発を進めます。また、虚弱、要支援高齢者等への初期支援の充実等、介護予防等に資する体制を構築します。	- いこい元気広場の実施 - 地域リハビリテーション支援拠点の支援件数(R6年度:669件→R11年度:1,250件) - 自立支援型サービスの利用者数(R6年度:111人→R11年度:390人)

類型2 地域のネットワークづくりの強化

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
高齢者総合相談・支援事業	多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターの相談体制・機能の充実、地域ケア会議等を活用した関係機関との連携強化、区役所等における総合的な相談支援や権利擁護の取組を推進します。	- 地域包括支援センターにおける第1号被保険者1,500人当たりの専門職配置数(R7年度:1.07人→毎年度:1.0人以上) - 地域ケア会議の開催件数(R6年度:436件→R11年度:600件以上)
地域見守りネットワーク事業	ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。	事業者と連携し、地域社会で見守る体制の構築

類型3 利用者本位のサービスの提供

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
介護保険サービス等の着実な提供	介護を要する状態になっても、利用者自身の選択に基づく介護サービスの利用により、できる限り自宅で自立した日常生活が営めるように、必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供します。	- 介護保険料の現年度収納率(R7年度:99.5%⇒R11年度:99.5%以上) - 介護保険事業計画の策定(R8年度:第10期R11年度:第11期)

第3章 第2期実施計画

類型4 医療介護連携・認知症施策等の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
医療・介護等連携推進事業	本人の暮らしの情報などを把握・共有しやすくするための仕組みづくりの支援等に取り組むとともに、病院間の連携による退院支援やレスパイト、介護施設等における医療対応・連携等の充実を図り、本人の意思を尊重した在宅療養を推進します。	- 川崎市在宅療養推進協議会・ワーキンググループの開催 - 在宅チーム医療を担う地域リーダー研修の受講者数(R6年度:1,614人→R11年度:2,360人)
権利擁護体制の推進	高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	- 成年後見制度利用促進計画に基づく取組の推進 - 成年後見制度に関する相談支援の実施 - 市民後見人の養成と業務支援の取組の強化
認知症施策の推進	認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるようにするために、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく、「認知症バリアフリー」の取組を推進します。	「認知症施策推進基本計画」に基づく取組の推進

類型5 高齢者の多様な居住環境の実現

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
介護サービスの基盤整備	多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備など、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。	- 特別養護老人ホームの整備 - 介護付有料老人ホームの整備 - 認知症高齢者グループホームの整備
市営住宅等ストック活用事業	「市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿命化計画)」に基づき、建替え及び改善等の実施や、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅用地の活用を進めます。	- 建替工事完了団地数(6団地) - 長寿命化改善工事完了団地数(8団地)
民間賃貸住宅等居住支援推進事業	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	- 住宅確保要配慮者の住み替え等の相談受付 - 住宅確保要配慮者の入居機会の確保や安定居住に向けた居住支援協議会の開催

第3章 第2期実施計画

分野別施策 4

障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進

現状と課題

- 本市における各障害者手帳所持者数は、令和7(2025)年現在で身体障害は36,200人、知的障害(※)は13,508人、精神障害は18,819人となっており、身体障害者はやや減少傾向である一方、精神・知的障害者については、今後も増加傾向が続くことが見込まれ、高齢に伴い障害が重度化・重複化する方や、障害者手帳は持たないものの支援を要する方など、支援すべき対象範囲も広がってきていることから、個々の状態・状況やライフステージ、ニーズ等に応じた、よりきめ細やかな対応が求められています。 ※知的障害は、判定のみを受けて療育手帳を所持していない方を含む。
- こうした状況に対応するためには、総合相談や計画相談支援に加え、障害の状況に応じた専門相談や障害児等に対する相談支援の充実等も重要です。
- 本市では、平成9(1997)年に「かわさきノーマライゼーションプラン」を策定して以来、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現に向けて取り組んでいます。令和6(2024)年3月に策定した「第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」では、「育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築～」、「地域とかがわる～地域の中でいきいきと暮らしていける『心のバリアフリー都市川崎』の実現～」、「やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～」の3つの基本方針を掲げ、障害者施策の推進に取り組んでいます。その中で、人権を尊重する主な施策として、障害を理由とする差別解消、障害者虐待防止に向けた取組、成年後見制度等による「権利を守る取組」やかわさきパラムーブメント等による「心のバリアフリー」を推進しています。そのほか、障害者の社会参加・交流を促進するため、就労支援や定着支援に加え、企業が障害者を雇用しやすい環境づくりの支援も重要です。

取組の方向性

- 「権利を守る取組」では、関係機関と連携しながら、障害のある方の権利擁護に関する様々な取組を推進します。また、「障害者虐待防止法」や令和6(2024)年4月に改正された「障害者差別解消法」の趣旨、合理的配慮の提供など、権利擁護に関する様々な制度について普及啓発を図るとともに、成年後見制度などの利用を促進するための取組を推進します。
- 「心のバリアフリー」では、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」を目指した「かわさきパラムーブメント」の取組を推進します。また、地域や教育の場で障害の理解促進や普及啓発を行うなど、引き続き、全市民的な意識の醸成(心のバリアフリー)に向け、必要な取組を推進します。
- 今後も、障害のある方の意思決定支援を前提に、各事業者、福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関と連携しながら、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現を目指していきます。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築～

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
障害者等総合相談・支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行うとともに、区役所や関係機関と連携し、相談支援機能の充実を図ります。障害者相談支援センター等の運営を通じ、障害者の地域生活を支えるためのネットワーク形成を推進します。	- 区役所における障害者総合相談 - 障害者相談支援センターと地域の相談機関等との連携
障害児等総合相談・生活支援事業	障害児等の初期相談機能の充実を図るとともに、専門的な相談支援・療育を実施します。また、ニーズ等に応じた支援やサービス提供に向け、専門的助言及び情報提供等を通じ、関係機関・事業所の対応力向上を図ります。	- 療育センター及び子ども発達・相談センター初回相談までの待機期間(最長30営業日) - 子ども発達・相談センターによる相談を通じた支援方針の決定
障害者生活支援事業	関係機関との連携・支援のもと、障害者本人の意思決定を促し、精神科病院や入所施設からの地域生活へ移行を推進します。また、地域移行後の生活を継続できるよう、障害者本人のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組を進めます。	- 精神障害者の地域移行に向けて支援した人数(R6年度:79人→R11年度:244人(R8年度からの累計)) - 入所施設からの地域移行に係る関係機関への普及・啓発を目的とした研修の開催
障害者社会参加・就労支援事業	個々のニーズを踏まえ、支援機関等による就労支援を行うとともに、企業等に対する障害者雇用支援を進め、一般就労や定着の促進を図ります。また、障害者の状態像などを踏まえた、持続可能な移動手段の確保・移動支援等に取り組めます。	就労移行支援事業所等の支援力の向上等を目的とした就労支援ネットワーク会議の開催
特別支援教育推進事業	一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の確保や関係機関との連携による切れ目のない支援、支援が必要な児童生徒の増加等に対応した特別支援学校等の環境整備などの取組を進め、インクルーシブ教育システム構築に取り組めます。	- 特別な教育的ニーズのある子どもの相談に係る周知 - 就学相談

第3章 第2期実施計画

類型2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
障害を理由とする差別解消の推進	差別のない「自立と共生の地域社会づくり」を進めるため、市職員向けの研修や、市民等に対する障害者差別解消法の理解促進に向けた取組の強化など、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。	- 心のバリアフリーの推進に向けて市役所職員向けの研修を実施 - 階層別のeラーニングの実施 - 差別解消支援地域協議会の開催(年1回)
学校における福祉教育の推進	障害の重複化・多様化、医療的ケアの支援等の課題に対して、関係機関と連携して取り組みます。	- 市立学校における医療的ケア児の適切な受入れ - 通級指導教室の充実 - 保健・医療・福祉の関係機関等との連携
権利擁護体制の推進	高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	- 成年後見制度利用促進計画に基づく取組の推進 - 成年後見制度に関する相談支援の実施 - 市民後見人の養成と業務支援の取組の強化
パラアート推進事業	パラアート推進事業を引き続き実施することにより、障害の有無に関わらず気軽に文化芸術に参加することができる環境づくりに取り組みます。	- パラアートにおける中間支援の取組実施 - Colorsかわさき展の開催支援
パラスポーツの充実	市障害者スポーツ大会や体験教室の開催等を通じて、パラスポーツの普及や障害への理解の促進に取り組みます。	- 川崎市障害者スポーツ大会の開催 - 市立小学校等を対象としたパラスポーツ体験講座の開催
かわさきパラムーブメント推進事業(一部再掲)	人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」のため、「かわさきパラムーブメント」の取組を推進します。	イベントやSNS等を活用した「かわさきパラムーブメント」の理念浸透に向けた取組の推進

第3章 第2期実施計画

類型3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
ユニバーサルデザイン推進事業	「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。	- 次期バリアフリー基本構想策定(R10年度) - バリアフリー基本構想・推進構想進捗管理 - バリアフリーマップの更新
障害者緊急通報システムの設置	重度の身体障害のある方などの在宅生活を支援するため、機器を設置し、対象となる方の緊急時の連絡体制を確保します。	緊急事態発生連絡用の機器の設置を行い、障害のある方の緊急時の連絡体制を確保

第3章 第2期実施計画

分野別施策 5

部落差別(同和問題)の解決に向けた取組の推進

現状と課題

- 部落差別(同和問題)は、「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれていることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどする、我が国固有の人権問題である」として、人権課題の一つに位置付けられてきました。
- 同和問題の解決に向けた取組が全国で実施された結果、同和地区の環境に対する物的な基盤整備は着実に進み、一般地区との格差は改善されましたが、現在もなお、同和地区の出身という理由で就職差別や結婚差別、差別的な落書きなどが発生し、差別を受けている人々がいます。
- 平成28(2016)年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされました。
- 部落差別(同和問題)の解消に向けて、部落差別解消推進法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ、的確に対応していく必要があります。

取組の方向性

- 同和地区の出身者の一人ひとりが差別や偏見を受けることのない地域社会を実現し、一人ひとりが尊厳を持って生活できるよう、取組を進めていきます。
- 正確な知識の普及を図り、部落差別(同和問題)に対する理解を深め、同和地区の出身との理由による差別や偏見の解消を目指し、教育や啓発に取り組むとともに、関係団体等とも連携し、協力し合いながら、課題の解決に向けて、個別のニーズに応じた相談に応じ、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していきます。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 部落差別(同和問題)の解決に向けた啓発・支援の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
同和対策事業	部落差別(同和問題)をはじめとする人権問題への正しい理解を深めるため、講演会・研修会等を通じて、人権意識の普及に向けた取組を推進します。	- 人権啓発冊子・物品等の配布等 - 関係団体が実施する研修会や人権・同和対策生活相談事業等への支援をはじめとする連携した取組の推進
戸籍関係証明書等の適正交付の取組	本人のみならず、本人等以外の者からの請求に対して、住民基本台帳法や戸籍法令に基づき厳正な審査の上、対応します。	戸籍関係証明書等の交付における法令に基づく厳正な審査の実施

第3章 第2期実施計画

分野別施策 6

外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進

現状と課題

- 令和7年7月末現在本市には約5万9千人の外国人市民が暮らしています。本市は1970年代から外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう諸制度の改善を図るとともに教育・啓発等の取組を進めてきました。
- 外国人市民は地域社会を構成するかけがえのない一員であるとの認識の下、平成8(1996)年に川崎市外国人市民代表者会議を条例で設置するなど、共生の地域社会づくりを進めてきました。
- 平成17(2005)年には国に先駆けて「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、その後3度の改定を重ねながら多文化共生社会の実現に向けた地域社会づくりを進めてきました。
- これまでに本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが行われ、地域社会に深刻な亀裂を生じたこと踏まえ、令和元(2019)年には「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組を推進しています。
- 国においても平成30(2018)年に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が決定されるなど、取組が本格化しています。
- 多様な文化を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合があります。また、偏見や差別がなくなっていないという現実もあります。
- 外国人市民のさらなる増加が見込まれる中、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。



(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた啓発動画)



(外国人市民代表者会議)

取組の方向性

- 国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現に向けた行政サービスの充実、多文化共生教育の推進、社会参加の促進、共生社会の形成、施策の推進体制の整備などの取組を推進します。
- 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進します。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 差別の解消と人権侵害の防止

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づく取組を推進し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図ります。	公共の場所及びインターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた対策及び周知・啓発の実施

類型2 行政サービスの充実

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
外国人来庁者に向けた多言語案内	外国人の来庁者に向けタブレット端末を活用して、多言語により案内し、来庁者と窓口職員のコミュニケーションを支援します。	タブレット端末の適正利用を呼びかけるため区役所で使い方講座を実施
外国人の生活に必要な情報提供	外国人に対する外国語版冊子の配布や、外国人市民情報コーナーの設置等により生活に必要な情報を提供します。	「川崎市に住む外国人のみなさんへ」(主な行政サービスと問合せ先一覧)の配布
国際交流センター等を活用した外国人相談の実施	外国人市民が生活する上で必要な情報を提供し、さまざまな分野にわたる相談を行うとともに、関係機関と連携を図りながら対応します。	専門相談の実施 行政書士(月1回) (国際交流センター、かわさき多文化共生プラザ) 出入国在留管理庁(月1回) (かわさき多文化共生プラザ)
多言語による年金制度の周知	日本年金機構作成の多言語版パンフレットを活用し、国民年金への加入促進や脱退一時金を含めた制度の周知を行います。	パンフレットを活用した制度周知の実施

第3章 第2期実施計画

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
医療通訳スタッフの派遣	外国人市民が安心して医療サービスを受けられるよう、神奈川県が中心となって実施する医療通訳派遣システム事業に参加し、医療機関に医療通訳スタッフを派遣します。	• かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会の参加(2回／年)
保育所での言語や生活習慣等の違いへの配慮	子どもの状態や家庭状況などに十分配慮し、それぞれの文化を尊重した適切な援助を行います。	• 個別の連絡帳や印刷物へのルビ振りの実施 • 必要に応じた食事等への配慮の実施
民間賃貸住宅等居住支援推進事業(再掲)	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	• 住宅確保要配慮者の住み替え等の相談受付 • 住宅確保要配慮者の入居機会の確保や安定居住に向けた居住支援協議会の開催
災害時における多言語支援センターの設置	災害時の外国人支援を円滑に行うため、本市の要請により国際交流センター指定管理者が川崎市災害時多言語支援センターを設置し、外国人市民へ提供する情報等の翻訳、外国人からの相談等への対応、多言語放送への協力などを行います。	• 関係機関と連携した、多言語支援センターの設置訓練の実施(継続実施)

第3章 第2期実施計画

類型3 多文化共生教育の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
帰国・外国人児童生徒等支援事業	外国につながるのある児童生徒の自己実現を支えるため、一人ひとりのアイデンティティを大切に、特別の教育課程による日本語指導等の充実を図るとともに、日本語指導初期支援員を適切に配置するなどの支援を総合的に推進します。	- 日本語指導初期支援員の配置 - 国際教室の設置、巡回日本語指導の実施 - 通訳者の派遣、通訳機の配置 - 円滑な就学に向けた支援
多文化共生教育推進事業	子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	「多文化共生ふれあい事業」の実施
識字学習活動の支援	教育文化会館・市民館等において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。	- 市民館への指定管理者制度の導入(R8年度:多摩市民館、麻生市民館他) - 教育文化会館・市民館等における学級・講座等の実施

類型4 社会参加の促進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
外国人市民代表者会議の運営	外国人市民代表者会議を開催し、外国人市民の市政参加を推進します。	- 会議の運営及び提言を踏まえた取組の推進 - 外国人市民代表者会議オープン会議の参加者数(100人)
(公財)川崎市国際交流協会の民間国際交流活動への支援	(公財)川崎市国際交流協会事業において、市民レベルでの国際交流や国際相互理解、多文化共生の推進を支援します。	民間団体による国際交流活動への助成等による支援

第3章 第2期実施計画

類型5 共生社会の形成

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
多文化共生の考え方についての広報・啓発	国籍、民族、文化の違いを越えて、全ての人が互いを認め合う多文化共生の考え方が社会に浸透するよう、さまざまな機会を捉えて広報・啓発の取組を推進します。	市民やボランティア団体等に向けた広報・啓発の実施
多文化共生、国際理解に関する研修等の実施	多文化共生意識の醸成や国際理解の向上などを図るため、各職位に応じた講義や希望職員への研修を実施します。また、「やさしい日本語」の研修などを通じて、外国人市民への対応・広報に関する意識啓発を行います。	- 国際交流員による職員研修等の実施 - 外国人市民への広報等に有効な研修の実施
教職員への人権・多文化共生研修の実施	子どもたちと共に学び続ける教職員であるために、育成指標に基づき、教職員研修を推進します。	- 人権・多文化共生に関する研修の実施 - 人権尊重教育担当者研修の実施
川崎市国際交流センターを活用した取組	川崎市国際交流センターにおける講座・イベント等の開催を通じて、市民交流を促進し、国際相互理解・多文化共生の促進を図ります。	- 国際交流や多文化共生を促進する講座・イベント等の開催 - 日本語・外国語等の研修の実施

類型6 施策の推進体制の整備

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
外国人市民意識実態調査の実施	川崎市に住む外国人市民の意識や実態、ニーズなどを把握し、市の施策に生かします。	- 外国人市民意識実態調査を踏まえた取組の推進 - 実態調査の実施(令和11年度)

第3章 第2期実施計画

分野別施策 7

疾病に関する人権尊重の取組の推進

現状と課題

- 医学医療の進歩や衛生水準の向上により、過去に多くの感染症が克服されてきた一方で、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興、グローバル化等に伴う感染症の流入に対応するため、感染症の予防及びまん延防止に係る総合的な施策の実施が求められています。
- 本市では、更なる高齢化の進展や医療ニーズの増加・多様化といった医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、「かわさき保健医療プラン」において、3つの基本目標の1つに「安全・安心を支える保健医療の充実」を掲げ、感染症発生時の医療提供体制の確保や情報発信・普及啓発等に取り組んでいます。
- さらに、かつてハンセン病やHIV患者が受けた、いわれない差別への教訓から、感染症の患者やその家族が差別や偏見を受けないよう、人権の尊重に努める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においては、感染者やその家族、医療従事者、感染予防策等に係る偏見や誹謗中傷について、深刻な人権問題として報告されました。感染症危機においては、疾病や感染リスク、対策等に係る情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別が発生する恐れがあることから、表現の自由に配慮しつつ、対策を効果的に行う必要があります。

取組の方向性

- 引き続き、患者・感染者等に対する偏見や差別のない社会づくりに取り組むとともに、「かわさき保健医療プラン」や「感染症予防計画」に基づき、感染症の予防等に係る取組を推進します。
- 本市におけるエイズ患者・HIV感染者は横ばいとなっており、疾患の正しい理解、感染予防の正しい知識の普及啓発などが必要となっています。性感染症に関する特定感染症予防指針に基づき、感染予防対策の推進、検査・相談及び患者支援について、関係機関との連携を図りながら取り組みます。
- 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者やその家族、医療機関等に対する偏見・差別は、患者が受診行動を控える等、感染対策の妨げにもなることから、感染症やその予防についての正しい知識の啓発等を推進します。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 感染症に関する啓発、支援等

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
感染症に関する普及啓発等の取組	エイズ・HIVや新型インフルエンザ等感染症等の状況把握・情報収集及び市民等への正しい知識の普及啓発を実施します。	社会福祉施設等への衛生教育の実施
HIV等の早期発見・感染予防に向けた取組	HIV等の早期発見のため、受検者の社会的背景に配慮したHIV等検査・相談を実施します。	健康福祉局及び区役所における無料匿名検査・相談の実施

第3章 第2期実施計画

分野別施策 8

ホームレス(野宿生活者)等の人権擁護と自立支援に係る取組の推進

現状と課題

- ホームレスの人数は、平成15(2003)年の1,038人から、令和7(2025)年には104人まで減少している一方で、ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化の傾向がより一層顕著になっており、最近では、路上生活ではなく、ネットカフェ等終夜営業の施設を転々として暮らし、住まいを持たない人も増えています。
また、ホームレスに至る要因について目を向けると、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気や、けが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っています。
- 国は平成14(2002)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定し、本市においては同法に基づき、平成16(2004)年に「川崎市ホームレス自立支援実施計画」を策定し、以降5年ごとに「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果や各種事業の評価・課題を踏まえて同計画を更新し、取組を推進するとともに、平成27(2015)年に制定された「生活困窮者自立支援法」の枠組みも活用し、総合的支援を実施しています。
また、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」においては、ホームレスの自立支援等に関してホームレスの人権に配慮することと定められており、同法に基づき、同調査の結果を踏まえて策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が示されています。

取組の方向性

- ホームレスの高齢化や長期路上生活に対応し、自立支援センター退所者の再野宿を防ぐため、「一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細かな相談支援による安定した地域生活の実現をめざして」を基本目標として、次の4つの事業を中心に総合的かつ計画的に推進していきます。
 - ① 巡回相談員による市内ホームレスの訪問
 - ② 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運営
 - ③ センター退所後、再野宿防止のための訪問支援
 - ④ 年末年始の緊急援護
- 特に、長期路上生活者等へのホームレス訪問型自立支援住宅事業、終夜営業店舗に起居するホームレスとなるおそれのある人への相談・施策周知を強化するとともに、ハローワークや医療機関、民間団体等と連携しながら支援を実施します。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 ホームレス自立支援事業

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
ホームレス自立支援事業	一人ひとりが地域社会での生活に戻れるよう、総合的かつ計画的に支援施策を推進していきます。	巡回相談や自立支援センター等による支援の実施

類型2 関係機関との連携による取組

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
就業の機会の確保に関する取組	一人ひとりがニーズや能力に応じた就労に結び付くよう支援します。	公共職業安定所等と連携し、継続して就業支援を実施
安定した居住の確保に関する取組	自立支援センター退所後に安定した住まいを確保できるよう支援します。	川崎市居住支援協議会等と連携し、継続して民間賃貸住宅への入居支援を実施
保健及び医療の確保に関する取組	疾病の早期発見と治療につなげ、本人の健康が維持できるよう支援します。	- 保健・医療を確保するため、医療機関と連携し、 - 野宿者健診や結核健診を実施

第3章 第2期実施計画

分野別施策 9

拉致問題の解決に向けた取組の推進

現状と課題

- 北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。
- 北朝鮮当局は、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人を北朝鮮に拉致しました。北朝鮮は、長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、平成14(2002)年9月、金正日国防委員長(当時)は、日本人拉致を初めて認めて謝罪しました。
- 現在、国は、17名の日本人を北朝鮮による拉致被害者として認定しており、このうち5名は既に平成14(2002)年10月に帰国が実現しましたが、残りの12名は今なお帰国できずに拉致されたままです。
- 拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、多くの市民が関心を持ちつづけ、認識を深めるために、北朝鮮当局による日本人拉致の問題についての正しい知識の普及、理解促進に努めていく必要があります。



(大型ポスターの掲出)



(「Kawasaki Youth Meeting」
カワサキ・ユース・ミーティング)

取組の方向性

- 本市には、拉致被害者の横田めぐみさんの御家族が在住されており、拉致被害者の一日も早い帰国の実現を願うとともに、より多くの市民に拉致問題について理解を深めてもらうため「Kawasaki Youth Meeting」を引き続き開催していきます。
- 市民一人ひとりが、拉致問題を自分ごととして捉え、この問題を風化させることなく、声を上げ続けることが、政府を後押しし、問題の解決につながる力と成り得ることから、引き続き、正しい知識の普及を図るための人権教育・人権啓発の取組を進めていきます。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
拉致被害者及び拉致被害者家族を支援する取組の推進	拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組を推進します。	・ 拉致問題の支援・啓発の実施 ・ 国・他自治体、市民団体等との連携

第3章 第2期実施計画

分野別施策 10

性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進

現状と課題

- 性的マイノリティとは、性的指向や性自認が非典型である方々のことです。性的マイノリティの方々は、マイノリティ(=少数派)であるがゆえに、様々な生きづらさを抱えています。
- 令和5(2023)年に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。
- 本市では、相談窓口を開設し、児童相談所や教育相談センターなどの相談窓口で、性的マイノリティ当事者や家族の方からの相談を受けています。また、「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を運用しているほか、人権啓発上映会「COLORS CINEMA KAWASAKI」や交流会を開催しています。
- 性的マイノリティの方々の日常生活での生きづらさの解消に向けて、性的マイノリティについての啓発を促進していく必要があります。



(パートナーシップ宣誓申告書受領証カード)



(人権啓発上映会)

取組の方向性

- 本市の職員が、性的マイノリティについて理解することが重要であることから、引き続き、性的マイノリティについて正しく理解できるよう階層別研修の「人権」の講座や人権研修で取り上げて啓発していきます。
- 児童相談所や教育相談センターでの相談のほか、総合リハビリテーション推進センターこころの健康課では、一般精神保健に関する電話相談等を継続して実施していきます。
- 性的マイノリティ当事者の生きづらさの解消が図られるよう、国の動向を注視しつつ、地方自治体としての役割を踏まえ、今後も引き続き取組を進めていきます。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
性的マイノリティに関する啓発の取組	市民を対象として性的マイノリティに関する啓発を行います。	「性的マイノリティに関するセミナー」等の実施
学校における性的マイノリティの知識向上に関する取組	性的マイノリティについての正しい理解の促進を図るとともに、子どもたちの人権感覚の育成や教職員の人権意識や指導力の向上に向けた取組を推進します。	- 人権研修の実施 - 子どもの権利学習の実施

類型2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
性的マイノリティの課題に関する取組	性的マイノリティの人々の人権についての啓発や課題等についての取組を推進します。また、川崎市パートナーシップ宣誓制度の周知と適正な運用を行います。	- 川崎市パートナーシップ宣誓制度の周知と運用 - 性的マイノリティ関連情報・相談窓口等の広報 - 人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会の開催
児童相談所での相談の取組	学齢期の子どもを対象としたからだところの悩みについての相談を実施します。	児童福祉司、児童心理司等による学齢期の子どもを対象としたからだところの悩みについての相談の受付
精神保健相談での相談の取組	精神保健相談(性別不合を含む。)を実施します。	性別不合を含む精神保健相談:平日8:30～12:00、13:00～17:00
教育相談センターでの相談の取組	小学生から高校生までを対象としたからだところの悩みについての相談を実施します。	小学生から高校生までを対象とした相談の実施

第3章 第2期実施計画

分野別施策 11

自殺をめぐる問題に係る取組の推進

現状と課題

- 日本の年間自殺死亡者数は、平成10(1998)年に急増し、3万人を超える深刻な状況が続きました。このため、平成18(2006)年に「自殺対策基本法」が制定されるとともに平成19(2007)年には「自殺総合対策大綱」が策定され、国を挙げての取組を推進してきました。その結果、平成22(2010)年以降、年間自殺者数は減少傾向に転じています。しかし、依然として諸外国と比べて自殺死亡率は高く、年間約2万人の方が自殺により亡くなっている現状があります。
- 本市においては、平成25(2013)年12月に「川崎市自殺対策の推進に関する条例」を制定し、同条例の中で、「自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的として、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画を定めることを規定しました。そして同条例に基づき、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の3年間を計画期間として「川崎市自殺対策総合推進計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。
- その後「自殺対策基本法」の改正や「自殺総合対策大綱」の見直しを踏まえながら、現在は「第4次川崎市自殺対策推進計画」として、ライフステージ別の対策の必要性や、地域の実態に応じた自殺対策の推進等の課題を整理し、新型コロナウイルス感染症等の心理・社会的影響も考慮しながら更なる自殺対策の推進を図るための取組を行っています。
- 一方で、自殺について、一人一人が社会の問題として捉え、心のサポーターやゲートキーパーのように、それぞれの立場においてできることから進んで行動を起こしていくことができるような環境や地域づくりを継続的に行っていく必要があり、様々な関係機関との連携のもと、市民や関係者だけでなく、当事者やその家族も含めた、地域共生のための地域づくりに向けた取組の検討が必要となります。

取組の方向性

- 第4次自殺対策総合推進計画では、条例の基本理念に即し、「学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指します。」と基本理念を掲げており、実現のために次の方向性を示します。
- 自殺の実情を知る取組として、普及啓発やゲートキーパー研修等を通して、自殺は誰にでも起こりうることでありという認識や、正しい理解の促進及び意識の醸成を行います。また、当事者やその家族等の思いを念頭に、事業の展開や自殺予防・対策について、社会全体として考えられるような土壌づくりに取り組んでいきます。
- 自殺防止のためにつながる取組として、自殺対策に関わる人材の育成や、職域・学校・地域等におけるこころの健康の保持に関する取組を進めます。また、幅広く市全体として認識の向上や理解促進を行えるよう、様々な団体と連携・協働を進めていきます。
- 自殺防止のために支える取組として、適切な医療を提供するための体制整備や、自殺未遂者、自死遺族等に対する支援に取り組めます。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 自殺の実情を知る

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
自殺予防に関する普及啓発事業	街頭キャンペーン等による普及啓発活動や、自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的とした講演会を実施します。	- 効果的な普及啓発の推進 - 市民講演会の実施：年1回以上
「いのち、こころの教育」の推進	自己肯定感の醸成や他者の尊重、相互の助け合いの姿勢を育むことを目的に、道德教育の充実、体験活動等のいのちに触れる活動を展開します。	- いのち、こころの教育の実践 - 神奈川県との連携

類型2 自殺防止のためにつながる

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
ゲートキーパーの養成	行政、民間問わず様々な分野におけるゲートキーパーの養成を行います。	ゲートキーパー養成者数1,000名以上
各区役所における精神保健相談	各区役所地域みまもりセンターにて、専門職による精神保健福祉相談等を実施し、市民の心の健康の保持及び増進を図ります。	各区役所地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉相談の実施
自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進	自殺対策総合推進計画・地域連携会議において、連携体制の強化を目的として、地域の関係機関及び団体との情報共有等を実施するとともに、各種会議等を通じ、近隣都市とも連携しながら取組を進めます。	- 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議の開催：年2回 - 近隣自治体との自殺対策会議参加：年2回

第3章 第2期実施計画

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
精神保健等に関する包括的研修	児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修を実施します。	精神保健等に関する包括的研修の実施による精神保健・自殺予防の普及啓発
健康相談支援事業	児童生徒の心の健康問題に対処するために、養護教諭等が行う健康相談に対する支援等を行います。また、研修会を学校関係者を対象に実施します。	- 専門医による面接相談 - 研修会の開催

類型3 自殺防止のために支える

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
自死遺族へのケアと情報提供	自死遺族同士の交流、わかちあいの場を開催又は支援します。	わかちあいの会の開催数：年6回
自死遺族電話相談の実施	自死遺族が安心して相談できる専用電話窓口を開設し、専門研修を受講した相談員が対応します。	専門研修開催：年1回
自殺未遂者及びその家族への支援	自殺未遂者やその家族等に対して医療機関等の関係機関と連携し、支援を行います。	自殺未遂者支援事業に関連した関係機関との連携会議の開催

第3章 第2期実施計画

分野別施策 12

インターネットによる人権侵害に係る取組の推進

現状と課題

- インターネット上では、誰でも、匿名で、容易に情報を発信することができ、発信された情報は瞬時に広範囲に拡散する可能性があります。そのため、インターネット上の誹謗中傷やプライバシーを侵害する情報は、被害者に深刻なダメージを与えることがあります。また、インターネット上の違法情報や有害情報によって、子どもが犯罪に巻き込まれ、深刻な被害に遭うことがあります。
- 本市においても、平成20(2008)年に、教育委員会に「インターネット問題相談窓口」を設置し、学校でネットトラブルにあっている子どもたちや保護者からの相談を受けています。また、令和元(2019)年に、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、インターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動について、拡散を防止するための措置(事業者への削除要請)を講じているほか、人権相談の窓口として、「かわさき人権相談」を開設し、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害で困っている市民から相談を受け、救済のための助言と情報提供を行っています。

取組の方向性

- インターネットは、日常生活に不可欠なものとなっており、情報モラル(情報化社会で適切に活動するための倫理)とICTリテラシー(情報通信技術を活用する能力)を身に付ける必要があることから、市民や市立学校の児童・生徒に向けた啓発活動や教育を推進していきます。
- インターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、拡散防止措置(事業者への削除要請)や啓発を行うなどの取組を進めていきます。
- インターネット上の人権侵害は、国全体の課題であり、国における検討も進められていることから、その動向を注視しつつ、国の施策を踏まえながら、本市の実情に応じた効果的な手法・手段について、検討を進めていきます。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
インターネット上の人権侵害に係る取組	インターネット上の人権侵害についての啓発や支援を行います。	• SNS等を活用した啓発
教育DX推進事業に基づく取組	市立学校でインターネット上の人権侵害に関する人権教育を行います。	• 情報モラル教育の充実
市立学校におけるインターネット上の問題に対する取組	市立学校でのインターネット上のトラブルの相談を行います。	• 児童、生徒、保護者のための相談の実施

第3章 第2期実施計画

分野別施策 13

様々な人権課題に対する取組の推進

現状と課題

- アイヌの人々は、現在の北海道などの地域における先住民族であり、令和元(2019)年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止などが定められています。アイヌなどの様々な固有の歴史・文化・伝統等を持つ人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することが求められます。
- 犯罪被害者等支援条例の積極的な広報により、相談・支援件数は増加傾向にありますが、被害や相談内容は複雑化・多様化していることから、より一層被害者等に寄り添った支援を行う必要があります。
- 罪を犯した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人にとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人々の社会復帰を促進し、再犯を防止するためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が不可欠です。
- さまざまな事情をもつ被災者が、安心して生活できるよう支援や配慮などの取組を行っていくことが求められています。
- 人身取引とは、売春や強制労働をさせるなどの搾取の目的で、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、人を移動したり、隠したり、受け取ったりする行為をいいます。人身取引は、重大な人権侵害であり、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難であることから、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

取組の方向性

- 様々な固有の歴史・文化・伝統等を持つ人々の権利を保障し、尊重と理解を深めるため、パンフレット等を活用した人権意識普及・啓発に取り組めます。
- 犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めるため、条例に基づく総合的な犯罪被害者等支援を実施し、効果的な広報啓発活動等に取り組めます。
- 刑を終えて出所した人及びその家族への偏見や差別の解消に向けた取組を推進し、罪を犯した人の更生を図り、犯罪予防活動を推進します。
- 被災者が安心して生活できるよう、それぞれの事情に配慮した支援に取り組めます。
- 人身取引被害者の人権については、国の法整備等の動向を踏まえながら、関係団体・関係機関との情報交換や啓発等の取組を進めます。

第3章 第2期実施計画

計画期間の主な事業・取組

類型1 固有の歴史・文化を持つ人々(アイヌの人々等)の人権

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
固有の歴史・文化を持つ人々への理解を深めるための取組	様々な固有の歴史や文化・伝統等を持つ人の権利を保障し、尊重と理解を深めるための取組を行います。	パンフレット等による普及啓発を実施

類型2 犯罪被害者等の人権

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に向け、専門相談員による面接又は電話による相談に応じるほか、条例に基づく各種支援を実施します。	条例に基づく見舞金の支給や日常生活支援等の実施

類型3 刑を終えて出所した人々の人権

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
刑を終えて出所した人及びその家族への差別や偏見の解消に向けた取組	刑を終えて出所した人及びその家族への差別や偏見の解消に向けた取組を行います。	パンフレット等による普及啓発を実施
更生保護事業	犯罪をした人等の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。	「第2期川崎市再犯防止推進計画」に基づく再犯防止に関する取組の推進 - 更生保護関係団体の活動支援等の実施

第3章 第2期実施計画

類型4 災害被害者の人権

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
人権に配慮した地域防災の取組の推進	自助・共助・公助の取組、連携の強化や各主体の防災意識の向上等により、人権に配慮した地域防災力の向上を図ります。	関係機関と連携した、多言語支援センターの設置訓練の実施(継続実施)

類型5 人身取引被害者の人権

事業・取組名	内 容	取組の方向性、アウトプット等
関係団体・関係機関との情報交換や啓発等の取組	国の動向を踏まえながら、関係団体・関係機関との情報交換や啓発等の取組を進めます。	パンフレット等による普及啓発を実施

第4章 第2期実施計画の推進

1 人権施策推進体制について

(1) 庁内連絡体制

基本計画を効果的に推進するためには、人権施策に係る庁内各部局の調整や協力が不可欠です。そのためには、人権教育、人権研修、相談・救済等を総合的に検討する組織が必要であることから、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」を活用して、庁内推進体制を整備します。

また、各部局で人権施策に係る様々な事業を展開していることから、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」を親会議として、子どもの権利や男女平等施策などの分野別の人権施策を推進するために設置した各部会等で具体的な施策を協議、検討し、横断的かつ総合的に人権施策を推進していきます。

(2) 協議組織

人権施策の推進を図るために必要な事項について、検討・協議を進めるとともに、「川崎市人権施策推進基本計画」の実施状況の検討等について意見や助言を行うための附属機関として、学識経験者、人権関係団体、市民で構成された「川崎市人権施策推進協議会」を平成27（2015）年4月に設置しました。その後、令和元（2019）年12月に制定された「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定に伴い改組され、同条例に基づき「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」を設置することとなりました。本協議会は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するための組織であり、庁内連絡調整組織とそれぞれの役割を担いながら人権施策を総合的に推進します。

(3) 関係団体・関係機関

人権が尊重され差別のない社会の実現に当たっては、関係団体や関係機関との協力が引き続き必要であることから、施策の効果的な推進をより一層図るために「川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」（横浜地方法務局川崎支局、川崎人権擁護委員協議会、川崎市で構成）や「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」（市域で活動する民間団体等が加盟）等の各分野において多様な活動を展開している関係団体等との連携を強化し、取り組んでいきます。

第4章 第2期実施計画の推進

2 進行管理について

基本計画の「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」を実現するために、計画策定後の進捗管理が重要です。また、新しい人権課題や社会情勢等の変化にも柔軟に対応できる計画の運用が必要となります。

基本計画に基づく取組の進捗管理には、「計画(P L A N)－実行(D O)－評価(C H E C K)－見直し(A C T I O N)」のいわゆるP D C Aサイクルの手法を取り入れるとともに、毎年の評価においては、主要な取組の実績等を基にすることで、効率的な進行管理とします。

P D C Aサイクルによる進行管理に当たっては、基本計画の中で、人権に関する施策の基本目標と人権課題ごとに設定した目標の到達度について自己評価を実施し、また、取組の状況について、毎年度、進捗状況を把握するとともに、外部の視点として、附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に意見・助言を求めます。

また、施策の効果の検証手法の一つとして、「人権に関する市民意識調査」を定期的実施するほか、社会情勢の変化等も確認しながら、市民意識の把握に努めつつ、施策を推進していきます。

第4章 第2期実施計画の推進

3 個別指標

基本計画を着実に推進していくために、第1章に掲げる「全体目標」「基本目標」の指標のほか、次のとおり個別指標を設定し、目標の達成度を評価する際に参考とする指標とします。なお、施策の評価については、この数値のみをもって施策の成果とするものではなく、事業の進捗状況を踏まえて総合的に判断します。

目標達成に向け、各分野の啓発や各事業の取組の一層の推進を図ります。

分野別施策の達成度を評価する際に参考とする「個別指標」		計画策定時	第1期実施計画期間における目標値	現状	第2期実施計画期間における目標値
1	子どもの人権について、差別があると思う市民の割合	66.0% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.1% 【令和7(2025)年度】	39.2%以下 【令和11(2029)年度】
2	男女平等に関わる人権について、差別があると思う市民の割合	76.6% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】	71.7% 【令和7(2025)年度】	67.8%以下 【令和11(2029)年度】
3	高齢者の人権について、差別があると思う市民の割合	62.7% 【令和2(2020)年度】	59.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.6% 【令和7(2025)年度】	42.7%以下 【令和11(2029)年度】
4	障害者の人権について、差別があると思う市民の割合	75.9% 【令和2(2020)年度】	72.0%以下 【令和7(2025)年度】	70.4% 【令和7(2025)年度】	66.0%以下 【令和11(2029)年度】
5	部落差別（同和問題）について、差別があると思う市民の割合	46.5% 【令和2(2020)年度】	43.0%以下 【令和7(2025)年度】	39.0% 【令和7(2025)年度】	33.0%以下 【令和11(2029)年度】
6	外国人の人権について、差別があると思う市民の割合	59.6% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.3% 【令和7(2025)年度】	44.7%以下 【令和11(2029)年度】
7-1	HIV感染者・ハンセン病患者などの感染症や疾病に関する人権について、差別があると思う市民の割合	55.8% 【令和2(2020)年度】	52.0%以下 【令和7(2025)年度】	47.1% 【令和7(2025)年度】	40.1%以下 【令和11(2029)年度】
7-2	新型コロナウイルス感染症に関する人権について、差別があると思う市民の割合	77.3% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】	32.8% 【令和7(2025)年度】	—

第4章 第2期実施計画の推進

分野別施策の達成度を評価する際に参考とする「個別指標」		計画策定時	第1期実施計画期間における目標値	現状	第2期実施計画期間における目標値
8	ホームレスの人権について、差別があると思う市民の割合	60.0% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	50.7% 【令和7(2025)年度】	43.3%以下 【令和11(2029)年度】
9	北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権について、差別があると思う市民の割合	58.1% 【令和2(2020)年度】	54.0%以下 【令和7(2025)年度】	53.0% 【令和7(2025)年度】	48.9%以下 【令和11(2029)年度】
10	性的マイノリティの人権について、差別があると思う市民の割合	66.2% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】	55.3% 【令和7(2025)年度】	46.6%以下 【令和11(2029)年度】
11	厚生労働省人口動態統計における自殺死亡率（人口10万人当たりの死者数）	14.2 【平成29(2017)年～令和元(2019)年の平均】	13.5未満 【令和3(2021)年～令和5(2023)年の平均】	14.5 【令和3(2021)年～令和5(2023)年の平均】	13.5未満 【令和6(2024)年～令和11(2029)年の平均】
12	インターネットやSNSによる人権侵害について、差別があると思う市民の割合	82.6% 【令和2(2020)年度】	79.0%以下 【令和7(2025)年度】	75.8% 【令和7(2025)年度】	70.4%以下 【令和11(2029)年度】
13-1	アイヌの人々の人権について、差別があると思う市民の割合	37.4% 【令和2(2020)年度】	33.0%以下 【令和7(2025)年度】	34.2% 【令和7(2025)年度】	29.0%以下 【令和11(2029)年度】
13-2	犯罪被害者やその家族の人権について、差別があると思う市民の割合	69.2% 【令和2(2020)年度】	65.0%以下 【令和7(2025)年度】	60.7% 【令和7(2025)年度】	53.9%以下 【令和11(2029)年度】
13-3	刑を終えて出所した人の人権について、差別があると思う市民の割合	60.2% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	53.0% 【令和7(2025)年度】	47.2%以下 【令和11(2029)年度】
13-4	人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）被害者の人権について、差別があると思う市民の割合	59.9% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.6% 【令和7(2025)年度】	45.0%以下 【令和11(2029)年度】

資 料 編

- ・事業・取組一覧
- ・川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例
- ・第3期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への諮問について
- ・川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方向性について-答申-（抜粋）

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
1	施策1 人権教育の推進	1 学校・保育園等における人権教育の推進	幼児教育における人権教育の推進	性的マイノリティや多文化を背景とした乳幼児等との相互理解など、幼児教育における人権教育を推進します。	●幼児教育における人権教育の推進	こども未来局保育・子育て推進部	○
2	施策1 人権教育の推進	1 学校・保育園等における人権教育の推進	人権尊重教育の推進	子どもたちの人権感覚や人権意識の育成に向けた取組を推進します。	●人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施	教育委員会事務局教育政策室	
3					●人権尊重教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用	教育委員会事務局教育政策室	
4					●学校における様々な人権課題に関する周知・啓発	教育委員会事務局教育政策室	
5	施策1 人権教育の推進	1 学校・保育園等における人権教育の推進	共生・共育推進事業	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進	教育委員会事務局教育政策室	
6					●プログラムを活用した授業の実施	教育委員会事務局教育政策室	
7	施策1 人権教育の推進	1 学校・保育園等における人権教育の推進	福祉体験及び職場体験の実施	福祉体験や職場体験など、学校での高齢者や障害者等との交流を促進するとともに、人権尊重教育を推進します。	●福祉体験及び職場体験の実施	教育委員会事務局総合教育センターカリキュラムセンター	
8	施策1 人権教育の推進	2 生涯学習における人権教育の推進	社会教育振興事業の実施	人権をはじめ様々な課題の学習の場として社会教育振興事業を実施します。また、市民の生涯学習を支援する取組を推進します。	●平和・人権・男女平等推進学習、市民自主学級・市民自主企画事業等の社会教育振興事業の実施	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課	
9	施策1 人権教育の推進	2 生涯学習における人権教育の推進	川崎市男女共同参画センターの活用	市民及び市民団体の人権学習への活動支援のため、川崎市男女共同参画センターのフリースペース等の有効活用を図ります。	●川崎市男女共同参画センターのフリースペース等の有効活用	市民文化局人権・男女共同参画室	○
10	施策2 人権意識の普及	1 普及活動の推進	人権意識の普及・啓発	人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、さまざまな人権課題に対する正しい知識の普及・啓発や支援に取り組めます。	●人権意識の普及に向けた取組の推進	市民文化局人権・男女共同参画室	
11	施策2 人権意識の普及	2 事業者、団体等への普及活動の支援	事業者・団体等の自主的な人権学習等への支援	事業者、団体等の自主的な人権学習や研修会の支援を行うとともに、その広報活動の充実を図ります。	●事業者・団体等の自主的な人権学習等への支援	市民文化局人権・男女共同参画室	
12	施策2 人権意識の普及	3 かわさきパラムーブメントの理念の浸透	かわさきパラムーブメントの理念の浸透	人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念とする「かわさきパラムーブメント」の理念の浸透を図ります。	●かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けた取組の推進	市民文化局パラムーブメント推進担当	
13					●かわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた取組の推進	市民文化局パラムーブメント推進担当	
14	施策3 人権研修の充実・推進	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成	人権に関する研修の実施	市職員の人権意識の醸成と「共生のまちづくり」の実現を図るため、各階層別研修における人権に関する研修及び全ての職員を対象とした人権研修を実施します。	●市職員の人権意識の醸成等のための階層別研修における人権に関する研修及び人権研修の実施	総務企画局人事部人材育成課	
15	施策3 人権研修の充実・推進	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成	人権尊重教育研究推進校等の研究支援等	人権尊重教育研究推進校・実践校等の人権研究・人権研修への協力を行い、その成果を各学校で生かしていきます。	●人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施	教育委員会事務局教育政策室	
16	施策3 人権研修の充実・推進	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成	教職員研修の実施	子どもたちとともに学び続ける教員であるために、育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修を推進します。	●教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施	教育委員会事務局教育政策室	
17	施策3 人権研修の充実・推進	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成	関係団体主催の人権研修等への職員の参加促進	人権問題に係る認識を深め、職員の人権意識の向上を図るため、関係団体が主催する研修や人権学校等の市民向け普及事業への職員参加を促進します。	●関係団体主催の人権研修や人権学校等への職員の参加促進	市民文化局人権・男女共同参画室	
18	施策3 人権研修の充実・推進	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成	人権研修を実施する体制づくり	各局(室)区で独自に人権研修を実施する体制を整えるよう努めます。	●局独自で人権研修を実施する体制づくり	市民文化局人権・男女共同参画室	○
19	施策3 人権研修の充実・推進	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成	研修に係る各種支援の実施	各局(室)区が行う研修に対して講師紹介や教材・資料の提供・貸出など、必要な支援を行います。	●局が行う研修に対する講師紹介、教材・資料の提供・貸出など、必要な支援の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	○

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
20	施策3 人権研修の充実・推進	2 より専門的な人権研修の推進	保育園等職員向け研修の実施	保育園等職員向け研修を実施し、人権意識の普及に努めます。	●保育園等職員向け研修による人権意識の普及	こども未来局保育・子育て推進部	
21	施策3 人権研修の充実・推進	2 より専門的な人権研修の推進	児童相談所等の職員に対する子どもの人権に係る研修の実施	児童相談所その他の関係機関等職員への子どもの権利擁護、児童虐待等に関する研修を実施します。	●児童相談所等の職員に対する子どもの人権に係る研修の実施による人権意識の普及	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
22	施策3 人権研修の充実・推進	2 より専門的な人権研修の推進	新規採用看護職員向け人権研修の実施	新規採用看護職員研修等で人権研修を実施します。	●新規採用看護職員研修等での人権研修の実施	病院局総務部庶務課	
23	施策3 人権研修の充実・推進	2 より専門的な人権研修の推進	学校教職員等に対する人権・協働に関する研修の実施	学校教職員や指導主事等に対して人権・協働に関する研修を実施します。	●学校教職員、指導主事等に対する人権・協働に関する研修の実施	教育委員会事務局教育政策室	
24	施策4 相談、人権救済、自立支援の充実	1 相談、人権救済、自立支援の充実	相談窓口一覧の配布	人権相談を含めた川崎市相談窓口一覧の整備・充実を図り、区役所等の市民が利用する窓口で配布します。	●人権相談を含めた川崎市相談窓口一覧の整備・充実及び配布	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課	
25	施策4 相談、人権救済、自立支援の充実	1 相談、人権救済、自立支援の充実	人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進	「かわさき人権相談」による相談及び人権侵害による被害の救済に資する情報提供を実施します。	●人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進	市民文化局人権・男女共同参画室	
26	施策4 相談、人権救済、自立支援の充実	1 相談、人権救済、自立支援の充実	人権相談の周知及び充実	各区役所で実施している人権擁護委員による人権相談を周知するとともに充実を図ります。	●人権擁護委員による人権相談の周知及び充実	市民文化局人権・男女共同参画室	
27	施策4 相談、人権救済、自立支援の充実	1 相談、人権救済、自立支援の充実	労働相談の実施	労働問題を抱えた勤労者を守る立場に立って、対面・オンライン・電話による労働相談を実施します。また、相談窓口の周知に取り組みます。	●労働相談受付窓口の広報充実	経済労働局労働雇用部	
28	施策4 相談、人権救済、自立支援の充実	1 相談、人権救済、自立支援の充実	経済的に困窮している人の自立に向けた取組	生活に困窮する方に対し、社会的経済的な自立に向けた取組を推進します。	●生活困窮者等への就労・生活支援等の実施	健康福祉局生活保護・自立支援室	
29	施策4 相談、人権救済、自立支援の充実	1 相談、人権救済、自立支援の充実	こころの電話相談	市民を対象とした、こころの健康や病気に関する電話相談を実施するとともに、市のホームページ、パンフレット等による広報に努め、関係機関への周知を図ります。	●こころの電話相談の実施並びに広報及び関係機関への周知	健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課	
30	施策4 相談、人権救済、自立支援の充実	1 相談、人権救済、自立支援の充実	人権オンブズパーソン運営事業	子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。また、制度の普及啓発に努めます。	●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	
31	施策4 相談、人権救済、自立支援の充実	2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化	川崎人権擁護委員協議会等との連携強化	横浜地方法務局川崎支局や川崎人権擁護委員協議会等との情報交換を行い、連携強化を図ります。	●横浜地方法務局及び川崎人権擁護委員協議会等との連携強化	市民文化局人権・男女共同参画室	
32	施策4 相談、人権救済、自立支援の充実	2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化	人権オンブズパーソン制度活用推進のための関係団体等との連携強化	人権オンブズパーソン制度活用の推進を図るため、子どもの権利や男女平等に関わる人権の侵害に対する相談・救済を行う関係団体・関係機関との連携強化に努めます。	●人権オンブズパーソン制度活用推進のための関係団体・関係機関との連携強化	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	
33	施策5 連携協働による取組の推進	1 市民、事業者の参加の促進	川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への市民委員の参加促進	人権施策の総合的な推進を図るため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への市民参加を促進します。	●川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への市民委員の参加促進	市民文化局人権・男女共同参画室	
34	施策5 連携協働による取組の推進	1 市民、事業者の参加の促進	人権に関する市民意識調査の実施等	人権施策の総合的な推進を図るための基礎資料とするため、人権に関する市民意識調査を定期的の実施するとともに、調査結果を公表します。	●人権に関する市民意識調査の実施及び調査結果の周知	市民文化局人権・男女共同参画室	
35	施策5 連携協働による取組の推進	1 市民、事業者の参加の促進	社会教育振興事業における協働・連携の推進	教育文化会館・市民館等において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、市民参画等による学級・講座やイベント等を実施・開催します。	●多様な主体との協働・連携に向けた取組(平和・人権・男女平等推進学習等)の推進	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課	○
36	施策5 連携協働による取組の推進	2 関係団体・関係機関との連携協働の推進	川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会による人権意識の普及活動の実施	川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会の充実を図り、人権意識の普及活動を効果的に推進します。	●川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会による人権意識の普及活動の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
37	施策5 連携協働による取組の推進	2 関係団体・関係機関との連携協働の推進	関係団体との連携による情報の共有化等	関係団体と連携し、情報の共有化とともに人権意識の普及や人権研修に努めます。	●関係団体との連携による情報の共有化、人権意識の普及、人権研修	市民文化局人権・男女共同参画室	○
38	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	子どもの権利に関する広報・啓発	広報資料・ホームページ等の活用、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催によるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進を図ります。	●パンフレット等を活用した広報・意識普及の促進	こども未来局青少年支援室	
39					●ホームページ等の活用によるさまざまな世代に向けた意識普及の促進	こども未来局青少年支援室	
40					●「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催	こども未来局青少年支援室	
41	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	研修への講師派遣等の実施	子どもの権利に関する意識を広めるため、市民活動団体への研修開催等の支援や子どもに関わる職員等への研修を行います。	●市民活動団体が実施する研修等への講師派遣の実施	こども未来局青少年支援室	
42					●子どもに関わる職員等への研修の実施	こども未来局青少年支援室	
43	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	専門職の育成に関わる研修	児童相談所や区役所地域まもり支援センターの各専門職の専門性の向上を図るための研修等を行います。	●専門職の育成に関わる研修等の実施	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
44	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	子どもの権利に関する教育の推進	子どもの権利に関する教育の推進に向けた会議の開催や研修等の取組を行います。	●人権尊重教育推進会議の開催を通じた子どもの権利に関する教育についての情報共有等の実施	教育委員会事務局教育政策室	
45					●人権尊重教育研究推進校等の研究支援及び教職員やPTAへの研修の実施	教育委員会事務局教育政策室	
46	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	子どもの権利学習の推進	子どもの権利に関する教育の推進に向けた会議の開催や研修等の取組を行います。	●子どもの権利学習資料等の活用	教育委員会事務局教育政策室	
47					●子どもの権利学習派遣事業の実施	教育委員会事務局教育政策室	
48	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	子どもの権利侵害に関する相談体制の整備等	不登校等への対応のため、スクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	●スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実	教育委員会事務局川崎市総合教育センター教育相談センター	
49					●スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化	教育委員会事務局教育政策室	
50					●多様な相談機能の提供	教育委員会事務局川崎市総合教育センター教育相談センター	
51	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくり	相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくりに取り組みます。	●小・中学校等での「子ども教室」の実施	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	
52					●様々な広報媒体を活用した効率的、効果的な広報啓発活動の実施	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	
53	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	男女平等教育教材の活用	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を活用した学習を推進し男女平等に対する意識を高めます。	●小学3年生及び教員用の男女平等教育教材「自分らしくかがやく」を活用した学習の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	
54	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	児童・青少年電話相談	児童及び青少年の悩みごとや困りごとが相談できる児童・青少年電話相談を実施します。	●児童・青少年電話相談の実施による養護・障害・非行・人間関係・社会生活などの相談受付	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
55	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	不登校の子どもへの支援	不登校等への対応のため、スクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進	教育委員会事務局川崎市総合教育センター教育相談センター	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
56					●スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実	教育委員会事務局川崎市総合教育センター教育相談センター	
57					●多様な相談機能の提供	教育委員会事務局川崎市総合教育センター教育相談センター	
58					●不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための学びの場としての「ゆうゆう広場」の運営	教育委員会事務局川崎市総合教育センター教育相談センター	
59					●スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化	教育委員会事務局教育政策室	
60	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	幼児教育における巡回相談・支援等	相談員による巡回相談を行い、教職員に対して園児の支援方法を助言します。	●教職員への巡回相談・支援	こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当	
61	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	子育てに関する総合的な支援に関するネットワーク会議	子どもの豊かな育ちや学びを支えるネットワークの構築を目的として、各区で子どもや子育てに関する総合的な支援についてのネットワーク会議を開催します。	●子育てに関する総合的な支援についてのネットワーク会議の開催	市民文化局人権・男女共同参画室（各区で実施）	○
62	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	障害のある子どもや保護者等に対する相談事業	学校及び療育機関等への相談方法の周知を行います。	●特別な教育的ニーズのある子どもの相談に係る周知	教育委員会事務局川崎市総合教育センター特別支援教育センター	○
63					●就学相談	教育委員会事務局川崎市総合教育センター特別支援教育センター	○
64					●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒に係る教育相談の推進	教育委員会事務局川崎市総合教育センター特別支援教育センター	○
65	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	人権オンブズパーソン運営事業（再掲）	子どもの権利の侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。	●子どもの権利の侵害に対する支援等の実施	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	○
66	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	2 子どもの意見表明・参加の促進	こども文化センターにおける子ども運営会議の実施	こども文化センターにおいて子ども運営会議を実施します。	●子ども運営会議の実施による利用者ニーズの把握	こども未来局青少年支援室	
67	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	2 子どもの意見表明・参加の促進	こども文化センターの運営	子どもが自ら育ち学べる居場所を提供します。	●こども文化センターの運営による子どもの健全育成	こども未来局青少年支援室	
68	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	2 子どもの意見表明・参加の促進	子ども夢パークにおける子ども運営委員会の実施	子ども夢パークにおいて各種子ども運営委員会を実施します。	●子ども運営委員会の実施による子どもが主体となった子ども夢パークの運営	こども未来局青少年支援室	
69	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	2 子どもの意見表明・参加の促進	川崎市子ども会議の充実	「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	●「川崎市子ども会議」の充実による子どもの育ちと意見表明の促進	教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課	
70	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	2 子どもの意見表明・参加の促進	子ども夢パークにおける各種イベント等の実施	子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等を実施します。	●子ども夢パークにおける支援や各種イベント等の実施による子どもの健全育成	こども未来局青少年支援室	
71	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	2 子どもの意見表明・参加の促進	子どもの意見聴取等への対応	児童相談所が支援する児童に対して、施設入所等の措置開始時や一時保護の決定時等において子どもの意見聴取等を行うとともに、一時保護施設等に意見表明等支援員を派遣し、児童が意見表明するための支援をする事業を実施します。	●児童相談所による意見聴取等措置や意見表明等支援事業の実施による子どもが意見を表明する機会の確保	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
72	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	2 子どもの意見表明・参加の促進	子ども・若者の“声”募集箱の管理・運営	幅広い子ども・若者の市に対する意見等を把握し、市政運営の参考とするため、「子ども・若者の“声”募集箱」の活用を推進します。	●「子ども・若者の“声”募集箱」を活用した子ども・若者の市に対する意見等を表明する機会の確保	こども未来局総務部企画課	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
73	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	広報資料の多言語化と相談・手続に係る多言語対応	外国人市民が必要な情報や行政サービスを受けられるよう、広報資料の多言語化の推進、「やさしい日本語」の活用や窓口の多言語対応の支援などを行います。	●「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づく広報資料の多言語化の推進	市民文化局市民生活部 多文化共生推進課	
74					●外国人の相談や手続に係る多言語対応の支援の実施	市民文化局市民生活部 多文化共生推進課	
75	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	帰国・外国人児童生徒等支援事業	外国につながるのある児童生徒の自己実現を支えるため、一人ひとりのアイデンティティを大切に、特別の教育課程による日本語指導等の充実を図るとともに、日本語指導初期支援員を適切に配置するなどの支援を総合的に推進します。	●日本語指導初期支援員の配置	教育委員会事務局教育政策室	
76					●国際教室の設置、巡回日本語指導の実施	教育委員会事務局教育政策室	
77					●通訳者の派遣、通訳機の配置	教育委員会事務局教育政策室	
78					●円滑な就学に向けた支援	教育委員会事務局教育政策室	
79	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	思春期精神保健相談	思春期精神保健に関する相談の実施及び思春期精神保健相談の支援技術の向上のためのスーパーバイズを実施します。	●思春期精神保健相談の実施	健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課	
80	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	公立保育所における巡回相談・支援等	相談員による巡回相談を行い、保育士、保護者に対して園児の支援方法を助言しています。また、医療的ケアを必要とする児童及び障害をもつ児童の受入れ、並びに保護者支援を行います。	●保育士、保護者への巡回相談・支援	こども未来局保育・子育て推進部	
81					●障害を持つ児童の受入れ及び発達支援	こども未来局保育・子育て推進部	
82					●医療的ケアを必要とする児童の受入れ及びケア	こども未来局保育・子育て推進部	
83	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	特別支援教育推進事業	一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の確保や関係機関との連携による切れ目のない支援、支援が必要な児童生徒の増加等に対応した特別支援学校等の環境整備などの取組を進め、インクルーシブ教育システム構築に取り組めます。	●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
84					●小・中学校通級指導教室の充実	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
85					●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
86					●特別支援教育研修の実施による教員の専門性の向上	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
87					●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
88					●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
89					●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーターの配置	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
90					●小・中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
91					●福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
92					●社会的自立に向けた就労支援の実施	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
93					●特別支援学校の計画的な施設整備	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
94					●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進	教育委員会事務局学校教育 教育部支援教育課	○
95	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	子どもの権利ノート作成・配布等	児童養護施設等に入所する児童に対して子どもの権利ノートを配布し、説明を行うとともに、児童及び施設職員の意識醸成を行います。	●子どもの権利ノートの作成・配布による児童及び施設職員の意識醸成	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
96	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	学校安全推進事業	危険を予測、回避する能力を育成する安全教育充実に向けて、交通安全・防災教育の実施等、学校での取組を支援するとともに、登下校時の見守り人材の配置、教職員による安全点検の実施など、安全な学校生活を守る取組を推進します。	●各学校の実態に応じた防災教育の推進	教育委員会事務局学校教育部健康教育課	
97					●通学路の危険か所のチェック等を行うスクールガード・リーダーの配置	教育委員会事務局学校教育部健康教育課	
98					●地域交通安全員の適切な配置	教育委員会事務局学校教育部健康教育課	
99					●通学路における危険個所の改善の推進	教育委員会事務局学校教育部健康教育課	
100					●学校施設の安全点検の実施	教育委員会事務局学校教育部健康教育課	
101	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	外国人母子保健サービスの提供	子育てをする外国人市民に対し、日本での出産や育児に必要な情報を取得できるよう多言語による情報発信、外国語版母子健康手帳等の交付や健康診査等の問診票の多言語化など、日本語が不慣れな外国人市民の子育て支援を行います。	●外国語版母子健康手帳等の配布	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
102					●通訳ボランティアの派遣	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
103					●外国人を含めた自主的な子育てグループの支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
104	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用	「川崎市児童虐待対応ハンドブック」等を活用し、保育所、幼稚園、学校等児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。	●ハンドブックの作成及び関係機関への配布・周知	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
105	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	児童相談所における関係機関との連携	保健・医療機関や警察・検察等の司法機関との連携を図り、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門知識を活かした支援を推進します。	●関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
106	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	児童虐待防止普及啓発活動	児童虐待防止に関する普及啓発活動を行います。	●児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちはやく)の周知など児童虐待防止普及啓発活動の実施	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
107	施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	3 子どもの最善の利益の確保	障害児等総合相談・生活支援事業	障害児、障害の疑いや発達に心配のある児童等の初期相談機能の充実を図るとともに、専門的な相談支援・療育を実施します。また、本人や家族のニーズ等に応じた支援やサービス提供に向け、専門的助言及び情報提供等を通じ、関係機関・事業の対応力向上を図ります。	●療育センター及び子ども発達・相談センターの運営	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	○
108	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進	性別による固定的な役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)の解消に向けて、男女共同参画やSDGsに関する理解を促進するための広報・啓発活動を推進します。	●「男女平等推進週間」等を通じた啓発や、ホームページをはじめとするような媒体や市のあらゆる施設を積極的に活用した広報の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	
109	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	男女共同参画に関する情報を読み解き、発信する力の向上	書籍の閲覧や情報誌の発行等を通じた情報提供を行います。	●情報誌の発行等を通じた情報提供	市民文化局人権・男女共同参画室	○
110	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	男女共同参画に関する生涯学習の推進	男女共同参画やジェンダー平等の重要性について多様な学びの機会を提供します。	●各種講座や研修等への講師派遣	市民文化局人権・男女共同参画室	○
111	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進	幼少期・子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしい生き方を選択できるよう、男女共同参画や人権尊重の理解促進に向けた教育を推進します。	●小学3年生及び教員用の男女平等教育教材「自分らしくかがやく」を活用した学習の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	○

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
112	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	市職員の意識改革	市職員一人ひとりが男女共同参画社会の意義を理解し、その視点に配慮して施策事業を推進できるよう啓発を行います。	●男女共同参画社会や性の多様性についての理解を深めるための職員研修の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	
113	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	ジェンダー統計の実施に向けた理解の促進	性別により異なる課題やニーズがある状況を客観的に把握するジェンダー統計に対する理解を促進し、ジェンダー統計の視点に基づいた統計調査やアンケート調査を実施します。	●ジェンダー統計への理解促進に向けた啓発の実施と、ジェンダー統計の実施の推進	市民文化局人権・男女共同参画室 (全局で実施)	○
114	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	男女共同参画の視点に配慮した広報資料の作成	広報資料等の作成に当たっては男女共同参画の視点に配慮して作成します。	●「公的広報の作成に関する表現の手引き」の活用 of 徹底	市民文化局人権・男女共同参画室 (全局で実施)	○
115	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大	審議会等委員への女性の参加を促進し、市の政策・方針の立案及び決定過程に、多様な視点を反映します。また、市内の事業者や団体等へ情報提供や働きかけを行います。	●審議会等委員への女性の参加の推進	市民文化局人権・男女共同参画室	
116	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	働く女性・働きたい女性の活躍推進	女性がいかなるライフステージにおいても希望に応じて働くことができるよう、女性の就業継続及び再就職・起業等への支援や、従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援等を推進します。	●女性の就業継続・キャリアアップに向けた支援講座や、働く女性が抱える悩みや問題の解消に向けた相談の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	
117	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	専門分野や専門職等への女性の参画拡大、多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供	男女の参画に偏りがある分野において、男女双方の参画が進むよう支援します。	●科学技術分野への男女共同参画の推進に向けた、理工系への理解を深める取組の推進	市民文化局人権・男女共同参画室	○
118	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	誰もが働きやすい環境づくりとワーク・ライフ・バランスの実現	長時間労働の見直し、在宅勤務やテレワークなど多様で柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止について、啓発や情報提供を行います。	●働きやすい職場環境づくりに向けた「働き方改革」に関する啓発や情報提供	経済労働局労働雇用部	○
119	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	ハラスメントの根絶に向けた取組の推進	働く場における多様なハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を実施します。	●働く場におけるハラスメントの防止と被害に関する相談支援の実施	経済労働局労働雇用部	○
120	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進	男性が家庭生活や地域生活に積極的に参画できるよう、情報提供や相談事業等を通じて、男性の多様な生き方・働き方について啓発を行います。	●男性向け講座の実施や情報発信、男性の様々な悩みに係る相談事業の推進	市民文化局人権・男女共同参画室	○
121	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進	女性活躍や働き方改革に取り組む企業の認証等を行い、好事例の発信などを通じ、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮しながら働ける環境整備を促進します。	●「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業における女性活躍推進の取組	市民文化局人権・男女共同参画室	
122	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	3 地域における男女共同参画の推進	地域で活動する市民団体等と連携した男女共同参画の促進	地域における活動において、性別や年齢等による参加の偏りが生じることがなく、男女共同参画の視点が反映されるよう各団体へ働きかけます。	●男女共同参画社会の形成に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援	市民文化局人権・男女共同参画室	○
123	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	3 地域における男女共同参画の推進	地域防災における男女共同参画の推進	災害時の支援において性別等によりニーズが異なることに配慮し、男女共同参画の視点から災害対策を推進します。また、より多くの女性が地域防災の担い手として参画し、多様な視点が地域防災活動に反映されるよう取組を進めます。	●市民と連携した情報発信や出前講座の実施による男女共同参画の視点を取り入れた防災体制への理解促進と地域防災の担い手となる女性リーダーの養成の推進	市民文化局人権・男女共同参画室	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
124	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	3 地域における男女共同参画の推進	男女平等や人権侵害に関する相談事業	性別にかかわる問題や家庭や職場、地域などで直面する様々な困難について、相談事業を推進し、相談者の気持ちを尊重しながら、問題解決に向けた支援を行います。	●男女平等に関わる人権侵害に対する助言・支援等の実施	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	○
125	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	3 地域における男女共同参画の推進	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	家族関係や就労問題、ひきこもりなどに悩みを抱える女性等が、交流を通じてエンパワメントし解決に向かえるよう、居場所づくりの支援を行います。	●自助グループ支援やシングルマザーサロンの実施	市民文化局人権・男女共同参画室	
126	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	3 地域における男女共同参画の推進	ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進	ひとり親家庭が必要な支援に結び付くよう、様々な制度や相談窓口等に関する情報提供を行います。	●冊子等の作成・配布、LINE、メルマガ配信等による制度周知	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○
127	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	3 地域における男女共同参画の推進	外国人市民に対する支援の充実と差別のない人権尊重のまちづくりの推進	言葉や文化の違いに加え、女性であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合や、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意して、多文化共生社会や差別のない人権尊重のまちづくりを推進します。	●外国人市民に対する情報提供や相談事業、学習機会等の提供	市民文化局多文化共生推進課	○
128	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	3 地域における男女共同参画の推進	就労に困難を抱えた若者に対する自立支援の促進	働くことに不安を抱える若者等に対し、個別相談や各種セミナーなどを実施します。	●地域若者サポートステーション事業と連携した若年者への就労支援、キャリアサポートかわさきにおける若年者向けセミナー等の実施	経済労働局労働雇用部	○
129	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	3 地域における男女共同参画の推進	生涯を通じた健康支援	生涯を通じて心身ともに満たされ健康にいられるよう、性と生殖に関する正しい知識や、健康をおびやかす問題についての周知啓発を推進します。	●思春期の保健向上を目指す健全母性育成事業の実施	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○
130	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	4 DV及び困難な問題を抱える女性等への支援	様々な機関と連携・協働した支援体制の充実	支援調整会議を組織し、関係機関のネットワークづくりに取り組むとともに、情報共有や支援内容の検討を行います。	●支援調整会議を中心とした多様な関係機関の連携体制の構築と、相談支援機能の充実	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
131	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	4 DV及び困難な問題を抱える女性等への支援	女性支援に関わる職務関係者の研修等の推進	様々な研修等を通じて女性支援法の趣旨の理解促進や、支援関係者の人材育成に取り組めます。	●女性支援法の理解促進に関わる研修等を推進します。	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○
132	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	4 DV及び困難な問題を抱える女性等への支援	関係部署等の専門性を活かした適切な支援の推進	相談支援では、庁内の関係部署等が各々の役割の下に連携し、それぞれの専門性を活かしながら適切な支援を推進します。	●女性相談支援員及び関係職員の連携による、相談者の意思や自己決定を尊重した相談の実施	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○
133	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	4 DV及び困難な問題を抱える女性等への支援	安心して相談できる窓口の整備と周知	様々な困難を抱える女性等が早期に必要な支援に繋がるよう、効果的な手法で相談窓口の周知を行います。	●広報物やSNS等での女性支援に係る相談窓口の周知・啓発	市民文化局人権・男女共同参画室	
134	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	4 DV及び困難な問題を抱える女性等への支援	当事者の意思を尊重した自立支援の促進	支援対象者の意思を尊重し、必要な際は一時保護を行うとともに、その人らしい暮らしが地域で実現できるよう、生活基盤を整えるための自立支援や同伴児等への支援、アフターケアに取り組めます。	●関係機関等と連携した相談者一人一人の状況に応じた自立支援の実施	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○
135	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	4 DV及び困難な問題を抱える女性等への支援	DV被害者の安全確保と相談・自立支援の推進	DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。	●県や民間団体と連携したDV被害者の一時保護や自立支援等の実施	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○
136	施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	4 DV及び困難な問題を抱える女性等への支援	性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発	若い世代に対して人権教育や予防啓発を実施し、被害者及び加害者を生み出さないための取組を推進します。	●市内中学校・高校・大学でのデートDV予防啓発講座の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
137	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	1 いきがい・介護予防施策等の推進	高齢者いきがい・社会参加促進事業	いこいの家等における、いきがいつくりの支援等を行うとともに、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりの取組を進めます。	●指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営	健康福祉局長寿社会部 高齢者在宅サービス課	
138	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	1 いきがい・介護予防施策等の推進	介護予防・重度化防止対策事業	市民のセルフケア意識を高め、主体的に介護予防に取り組むことができるよう、地域の担い手づくりや地域活動支援、フレイル予防の普及啓発を進めます。また、虚弱、要支援高齢者等への初期支援の選択肢を充実させ、自分らしい暮らしを続けられるよう、介護予防・自立支援に資する体制を構築します。	●いこい元気広場の実施	健康福祉局保健医療政策部健康増進課	
139					●地域リハビリテーション支援拠点による支援	健康福祉局地域包括ケア推進室	
140					●自立支援型サービスの実施	健康福祉局地域包括ケア推進室	
141	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	2 地域のネットワークづくりの強化	高齢者総合相談・支援事業	多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターの相談体制・機能の充実、地域ケア会議等を活用した関係機関との連携強化、区役所等における総合的な相談支援や権利擁護の取組を推進します。	●地域包括支援センターの相談体制・機能の充実	健康福祉局地域包括ケア推進室	
142					●地域ケア会議の開催	健康福祉局地域包括ケア推進室	
143	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	2 地域のネットワークづくりの強化	地域見守りネットワーク事業	ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。	●単身高齢者等の生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いのしくみづくりの推進	健康福祉局長寿社会部 高齢者在宅サービス課	
144	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	2 地域のネットワークづくりの強化	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	ひとり暮らし等高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組めます。	●ひとり暮らし等高齢者の地域における見守り事業の実施	健康福祉局長寿社会部 高齢者在宅サービス課	○
145	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	3 利用者本位のサービスの提供	介護保険サービス等の着実な提供	介護を要する状態になっても、利用者自身の選択に基づく介護サービスの利用により、できる限り自宅で自立した日常生活が営めるように、必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供します。	●介護保険制度の安定的な運用	健康福祉局長寿社会部 介護保険課	
146	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	4 医療介護連携・認知症施策等の推進	医療・介護等連携推進事業	本人の暮らしの情報などを関係機関同士がより把握・共有しやすくするための仕組みづくりの支援等に取り組むとともに、病院間の連携による退院支援やレスパイト、介護施設・事業所における医療対応・連携等の充実を図ることで本人の意思や希望を尊重した在宅療養を推進します。	●川崎市在宅療養推進協議会・ワーキンググループの開催	健康福祉局地域包括ケア推進室	
147					●在宅チーム医療を担う地域リーダー研修の開催	健康福祉局地域包括ケア推進室	
148	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	4 医療介護連携・認知症施策等の推進	権利擁護体制の推進	高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	●成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営	健康福祉局地域包括ケア推進室	
149					●成年後見制度利用促進計画に基づく取組の推進	健康福祉局地域包括ケア推進室	
150					●市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業の実施	健康福祉局地域包括ケア推進室	
151	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	4 医療介護連携・認知症施策等の推進	認知症施策の推進	認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるようにするために、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく、「認知症バリアフリー」の取組を推進します。	●「認知症施策推進基本計画」に基づく取組の推進	健康福祉局地域包括ケア推進室	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
152	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	5 高齢者の多様な居住環境の実現	介護サービスの基盤整備	多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備など、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。	●特別養護老人ホームの整備	健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課	
153					●介護付有料老人ホームの整備	健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課	
154					●認知症高齢者グループホームの整備	健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課	
155	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	5 高齢者の多様な居住環境の実現	市営住宅等ストック活用事業	「市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿命化計画)」に基づき、建替え及び改善等の実施や、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅用地の活用を進めます。	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく効率的な整備・管理の推進	まちづくり局住宅政策部 市営住宅建替推進課	
156					●計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進	まちづくり局住宅政策部 市営住宅建替推進課	
157					●「地域包括ケアシステム」の構築に資する大規模建替えに伴う市営住宅用地の活用の推進	まちづくり局住宅政策部 市営住宅建替推進課	
158	施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	5 高齢者の多様な居住環境の実現	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	●「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進	まちづくり局住宅政策部 住宅整備推進課	
159					●「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者に対する入居・生活支援の促進	まちづくり局住宅政策部 住宅整備推進課	
160					●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保	まちづくり局住宅政策部 住宅整備推進課	
161	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築～	障害者等総合相談・支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行うとともに、区役所や関係機関と連携し、相談支援機能の充実を図ります。障害者相談支援センター等の運営を通じ、障害者の地域生活を支えるためのネットワーク形成を推進します。	●障害者相談支援センターの運営	健康福祉局地域包括ケア推進室	
162					●指定特定相談支援事業所の拡充に向けた、計画相談支援体制の強化等	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	
163	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築～	障害児等総合相談・生活支援事業	障害児、障害の疑いや発達に心配のある児童等の初期相談機能の充実を図るとともに、専門的な相談支援・療育を実施します。また、本人や家族のニーズ等に応じた支援やサービス提供に向け、専門的助言及び情報提供等を通じ、関係機関・事業の対応力向上を図ります。	●療育センター及び子ども発達・相談センターの運営	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	
164	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築～	障害者生活支援事業	関係機関との連携・支援のもと、障害者本人の意思決定を促し、精神科病院や入所施設からの地域生活へ移行を推進します。また、地域移行後の生活を継続できるよう、障害者本人のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組を進めます。	●在宅生活等を支援する障害福祉サービスの提供	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、障害福祉課	
165					●入所施設から地域への移行	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	
166					●精神科病院から地域への移行	健康福祉局障害保健福祉部精神保険課	
167	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築～	障害者社会参加・就労支援事業	個々のニーズを踏まえ、支援機関等による就労支援を行うとともに、企業等に対する障害者雇用支援を進め、一般就労や定着の促進を図ります。また、障害者の状態像などを踏まえた、持続可能な移動手段の確保・移動支援等に取り組めます。	●障害者等の特性に応じた就労支援の実施	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	
168					●障害者雇用を行う企業への支援の実施	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
169					●障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	
170					●障害者外出支援事業の実施	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	
171	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～	特別支援教育推進事業	一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の確保や関係機関との連携による切れ目のない支援、支援が必要な児童生徒の増加等に対応した特別支援学校等の環境整備などの取組を進め、インクルーシブ教育システム構築に取り組めます。	●特別な教育的ニーズのある子どもの相談に係る周知	教育委員会事務局学校教育部支援教育課	
172					●就学相談	教育委員会事務局学校教育部支援教育課	
173	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～	障害を理由とする差別解消の推進	差別のない「自立と共生の地域社会づくり」を進めるため、市職員向けの研修や、市民等に対する障害者差別解消法の理解促進に向けた取組の強化など、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。	●合理的配慮の提供に関する職員向け研修や地域イベントでの啓発ブースの开展	市民文化局パラムーブメント推進担当	
174					●障害者差別解消法に基づく取組の実施	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	
175	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～	学校における福祉教育の推進	障害の重複化・多様化、医療的ケアの支援等の課題に対して、関係機関と連携して取り組めます。	●福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施	教育委員会事務局学校教育部支援教育課	
176					●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進	教育委員会事務局学校教育部支援教育課	
177	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～	権利擁護体制の推進	高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	●成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営	健康福祉局地域包括ケア推進室	
178					●成年後見制度利用促進計画に基づく取組の推進	健康福祉局地域包括ケア推進室	
179					●市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業の実施	健康福祉局地域包括ケア推進室	
180	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～	パラアート推進事業	パラアート推進事業を引き続き実施することにより、障害の有無に関わらず気軽に文化芸術に参加することができる環境づくりに取り組めます。	●パラアート推進事業の実施	市民文化局市民文化振興室	
181	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～	アートセンターにおけるバリアフリー上映の実施	バリアフリー上映などを引き続き行い、障害の有無に関わらず気軽に文化芸術に触れることができる環境づくりに取り組めます。	●バリアフリー上映の実施	市民文化局市民文化振興室	○
182	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～	川崎シンフォニーホールにおけるバリアフリー公演等の実施	バリアフリー公演等を引き続き行い、障害の有無に関わらず気軽に文化芸術に触れることができる環境づくりに取り組めます。	●バリアフリー公演等の実施	市民文化局市民文化振興室	○
183	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～	パラスポーツの充実	市障害者スポーツ大会や体験教室の開催等を通じて、パラスポーツの普及や障害への理解の促進に取り組めます。	●パラスポーツの普及・促進に向けた取組の推進	市民文化局市民スポーツ室	
184	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～	かわさきパラムーブメント推進事業（一部再掲）	人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」のため、「かわさきパラムーブメント」の取組を推進します。	●かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けた取組の推進	市民文化局パラムーブメント推進担当	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
185					●かわさきパラムーブメントの推進に向けた多様な主体との連携や各主体の自発的な取組の支援の実施	市民文化局パラムーブメント推進担当	
186					●かわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた取組の推進	市民文化局パラムーブメント推進担当	
187	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～	ユニバーサルデザイン推進事業	「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。	●誰もが訪れやすく暮らしやすいまちに向けた取組の推進	まちづくり局指導部建築管理課	
188					●「バリアフリー基本構想・推進構想」に基づくバリアフリー化の推進	まちづくり局指導部建築管理課	
189	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～	災害時や緊急時における支援体制の充実	障害者等に対する災害時支援体制の整備を図ります。	●災害時における福祉支援体制の構築	健康福祉局総務部	○
190	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～	災害に関する情報伝達手段の確保	防災・災害情報を障害者へ円滑に伝達するための取組を推進します。	●防災情報の提供	危機管理本部危機対策部	○
191					●災害情報の提供	危機管理本部危機管理部	○
192	施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～	障害者緊急通報システムの設置	重度の身体障害のある方などの在宅生活を支援するため、機器を設置し、対象となる方の緊急時の連絡体制を確保します。	●緊急事態発生連絡用の機器の設置を行い、障害のある方の緊急時の連絡体制を確保します。	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	
193	施策5 部落差別（同和問題）の解決に向けた取組の推進	1 部落差別（同和問題）の解決に向けた啓発・支援の推進	同和対策事業	部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題への正しい理解を深めるため、講演会・研修会等を通じて、人権意識の普及に向けた取組を推進します。	●人権啓発冊子・物品等の配布等による部落差別（同和問題）をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進	市民文化局人権・男女共同参画室	
194					●関係団体が実施する研修会や人権・同和対策生活相談事業等への支援をはじめとする連携した取組の推進	市民文化局人権・男女共同参画室	
195	施策5 部落差別（同和問題）の解決に向けた取組の推進	1 部落差別（同和問題）の解決に向けた啓発・支援の推進	戸籍関係証明書等の適正交付の取組	本人のみならず、本人等以外の者からの請求に対して、住民基本台帳法や戸籍法令に基づき厳正な審査の上、対応します。	●戸籍関係証明書・住民票の写しの請求への適正な対応	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課	
196	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	1 差別の解消と人権侵害の防止	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づく取組を推進し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図ります。	●公共の場所における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた対策及び周知・啓発の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	
197					●インターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた対策及び周知・啓発の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	
198					●「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」の運用及び周知・啓発	市民文化局人権・男女共同参画室	
199	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	2 行政サービスの充実	広報資料の多言語化と相談・手続に係る多言語対応（再掲）	外国人市民が必要な情報や行政サービスを受けられるよう、広報資料の多言語化の推進、「やさしい日本語」の活用や窓口の多言語対応の支援などを行います。	●「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づく広報資料の多言語化の推進	市民文化局市民生活部多文化共生推進課	○
200					●外国人の相談や手続に係る多言語対応の支援の実施	市民文化局市民生活部多文化共生推進課	○
201	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	2 行政サービスの充実	外国人来庁者に向けた多言語案内	外国人の来庁者に向けタブレット端末を活用して、多言語により案内し、来庁者と窓口職員のコミュニケーションを支援します。	●タブレット端末を活用した外国人来庁者への案内の実施	市民文化局パラムーブメント推進担当	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
202	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	2 行政サービスの充実	外国人の生活に必要な情報提供	外国人に対する外国語版冊子の配布や、外国人市民情報コーナーの設置等により生活に必要な情報を提供します。	●生活に必要な情報提供の実施	市民文化局市民生活部 多文化共生推進課	
203	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	2 行政サービスの充実	国際交流センター等を活用した外国人相談の実施	外国人市民が生活する上で必要な情報を提供し、さまざまな分野にわたる相談を行うとともに、関係機関と連携を図りながら対応します。	●外国人窓口相談事業(多文化共生総合相談ワンストップセンター)による生活相談等の実施	市民文化局市民生活部 多文化共生推進課	
204	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	2 行政サービスの充実	多言語による年金制度の周知	日本年金機構作成の多言語版パンフレットを利用し、国民年金への加入促進や脱退一時金を含めた制度の周知を行います。	●多言語版パンフレットによる制度の周知の実施	健康福祉局医療保険部 国民年金・福祉医療課	
205	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	2 行政サービスの充実	外国人母子保健サービスの提供(再掲)	子育てをする外国人市民に対し、日本での出産や育児に必要な情報を取得できるよう多言語による情報発信、外国語版母子健康手帳等の交付や健康診査等の問診票の多言語化など、日本語が不慣れな外国人市民の子育て支援を行います。	●外国語版母子健康手帳等の配布	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○
206					●通訳ボランティアの派遣	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○
207					●外国人を含めた自主的な子育てグループの支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○
208	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	2 行政サービスの充実	医療通訳スタッフの派遣	外国人市民が安心して医療サービスを受けられるよう、神奈川県が中心となって実施する医療通訳派遣システム事業に参加し、医療機関に医療通訳スタッフを派遣します。	●かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会への参加	健康福祉局保健医療政策部地域医療課	
209	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	2 行政サービスの充実	保育所での言語や生活習慣等の違いへの配慮	子どもの状態や家庭状況などに十分配慮し、それぞれの文化を尊重した適切な援助を行います。	●個別の連絡帳や印刷物へのルビ振りの実施	こども未来局保育・子育て推進部	
210					●必要に応じた食事等への配慮の実施	こども未来局保育・子育て推進部	
211	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	2 行政サービスの充実	民間賃貸住宅等居住支援推進事業(再掲)	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	●「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進	まちづくり局住宅政策部 住宅整備推進課	
212					●「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者に対する入居・生活支援の促進	まちづくり局住宅政策部 住宅整備推進課	
213					●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保	まちづくり局住宅政策部 住宅整備推進課	
214	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	2 行政サービスの充実	多言語による防災啓発	防災啓発冊子「備える。かわさき」や避難所等を記載した「防災マップ」の多言語版を配布することにより、外国人市民の防災意識の向上を図ります。	●「備える。かわさき」(6言語)の発行	危機管理本部危機管理部	○
215					●防災マップ(6言語)の発行	危機管理本部危機管理部	○
216	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	2 行政サービスの充実	災害時における多言語支援センターの設置	災害時の外国人支援を円滑に行うため、本市の要請により国際交流センター指定管理者が川崎市災害時多言語支援センターを設置し、外国人市民へ提供する情報等の翻訳、外国人からの相談・問合せ等への対応、多言語放送への協力などを行います。	●関係機関と連携した、多言語支援センター設置訓練の実施	市民文化局市民生活部 多文化共生推進課	
217					●訓練の課題等を踏まえたマニュアルの更新	市民文化局市民生活部 多文化共生推進課	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組			所管課	事業・取組一覧 のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容		
218	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	3 多文化共生教育の推進	帰国・外国人児童生徒等支援事業	外国につながるのある児童生徒の自己実現を支えるため、一人ひとりのアイデンティティを大切に、特別の教育課程による日本語指導等の充実を図るとともに、日本語指導初期支援員を適切に配置するなどの支援を総合的に推進します。	●日本語指導初期支援員の配置	教育委員会事務局教育政策室
219					●国際教室の設置	教育委員会事務局教育政策室
220					●巡回日本語指導の実施	教育委員会事務局教育政策室
221					●通訳者の派遣、通訳機の配置	教育委員会事務局教育政策室
222					●円滑な就学に向けた支援	教育委員会事務局教育政策室
223	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	3 多文化共生教育の推進	多文化共生教育推進事業	子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	●さまざまな国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進	教育委員会事務局教育政策室
224					●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報共有や意見交換の実施	教育委員会事務局教育政策室
225					●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の実施	教育委員会事務局教育政策室
226	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	3 多文化共生教育の推進	識字学習活動の支援	教育文化会館・市民館等において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。	●識字・日本語学級の実施	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課
227	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	4 社会参加の促進	外国人市民代表者会議の運営	外国人市民代表者会議を開催し、外国人市民の市政参加を推進します。	●会議の運営及び提言を踏まえた取組の推進	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
228					●代表者の募集・選考	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
229					●外国人市民代表者会議ニューズレターの発行	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
230					●外国人市民代表者会議オープン会議の開催	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
231	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	4 社会参加の促進	(公財)川崎市国際交流協会の民間国際交流活動への支援	(公財)川崎市国際交流協会において、市民レベルでの国際交流や国際相互理解、多文化共生の推進を支援します。	●(公財)川崎市国際交流協会事業との連携・活用	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
232	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	5 共生社会の形成	多文化共生の考え方についての広報・啓発	国籍、民族、文化の違いを越えて、全ての人が互いを認め合う多文化共生の考え方が社会に浸透するよう、さまざまな機会を捉えて広報・啓発の取組を推進します。	●市民に向けた広報・啓発の実施	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
233					●教育文化会館・市民館等で実施する識字・日本語学級に係る市民グループ、ボランティア団体等に対する広報・啓発の推進	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課
234	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	5 共生社会の形成	多文化共生、国際理解に関する研修等の実施	多文化共生意識の醸成や国際理解の向上などを図るため、各職位に応じた講義や希望職員への研修を実施します。また、「やさしい日本語」の研修などを通じて、外国人市民への対応・広報に関する意識啓発を行います。	●国際交流員を活用した職員研修等の実施	総務企画局都市政策部SDGs・国際連携推進担当
235					●階層別研修等における研修の実施	総務企画局人事部人材育成課
236					●外国人市民への広報等に有効な研修の実施	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
237					●外国人市民への広報のあり方に関する考え方の周知	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
238	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	5 共生社会の形成	教職員への人権・多文化共生研修の実施	子どもたちと共に学び続ける教職員であるために、育成指標に基づき、教職員研修を推進します。	●人権・多文化共生に関する研修の実施	教育委員会事務局教育政策室

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧 のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
239					●人権尊重教育担当者研修の実施	教育委員会事務局教育政策室	
240	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	5 共生社会の形成	川崎市国際交流センターを活用した取組	川崎市国際交流センターにおける講座・イベント等の開催を通じて、市民交流を促進し、国際相互理解・多文化共生の促進を図ります。	●国際交流や多文化共生を促進する講座・イベント等の開催及び日本語・外国語等の研修の実施	市民文化局市民生活部多文化共生推進課	
241					●国際交流に取り組む市民、団体等の主体的な国際活動を促す情報提供等の実施	市民文化局市民生活部多文化共生推進課	
242					●計画的な施設の補修等の推進	市民文化局市民生活部多文化共生推進課	
243	施策6 外国人市民※の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	6 施策の推進体制の整備	外国人市民意識実態調査の実施	川崎市に住む外国人市民の意識や実態、ニーズなどを把握し、市の施策に生かします。	●外国人市民意識実態調査の実施	市民文化局市民生活部多文化共生推進課	
244	施策7 疾病に関する人権尊重の取組の推進	1 感染症に関する啓発、支援等	感染症に関する普及啓発等の取組	エイズ・HIVや新型インフルエンザ等感染症等の状況把握・情報収集及び市民等への正しい知識の普及啓発を実施します。	●感染症の患者発生動向の把握と情報提供	健康福祉局保健医療政策部感染症対策課	
245	施策7 疾病に関する人権尊重の取組の推進	1 感染症に関する啓発、支援等	HIV等の早期発見・感染予防に向けた取組	HIV等の早期発見のため、受検者の社会的背景に配慮したHIV等検査・相談を実施します。	●無料匿名検査・相談の実施	健康福祉局保健医療政策部感染症対策課	
246	施策8 ホームレス(野宿生活者)等の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	1 ホームレス自立支援事業	ホームレス自立支援事業	ホームレスが地域社会での生活に戻れるよう、総合的かつ計画的に支援施策を推進していきます。	●巡回相談事業の実施	健康福祉局生活保護・自立支援室	
247					●生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業の実施	健康福祉局生活保護・自立支援室	
248					●アフターケア事業の実施	健康福祉局生活保護・自立支援室	
249					●越年対策事業の実施	健康福祉局生活保護・自立支援室	
250	施策8 ホームレス(野宿生活者)等の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	2 関係機関との連携による取組	人権擁護に関する取組	偏見や差別意識解消のため、啓発の実施や学校教育におけるホームレスについての正しい理解を深める教育等を推進します。	●偏見や差別意識の解消、啓発、襲撃等の事案に関する適切な解決、人権尊重・尊厳の確保	教育委員会事務局教育政策室	○
251	施策8 ホームレス(野宿生活者)等の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	2 関係機関との連携による取組	就業の機会の確保に関する取組	一人ひとりがニーズや能力に応じた就労に結び付くよう支援します。	●公共職業安定所等と連携した就業支援の実施	健康福祉局生活保護・自立支援室	
252	施策8 ホームレス(野宿生活者)等の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	2 関係機関との連携による取組	安定した居住の確保に関する取組	自立支援センター退所後に安定した住まいを確保できるよう支援します。	●川崎市居住支援協議会等との連携による民間賃貸住宅への入居支援	健康福祉局生活保護・自立支援室	
253	施策8 ホームレス(野宿生活者)等の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	2 関係機関との連携による取組	保健及び医療の確保に関する取組	疾病の早期発見と治療につなげ、本人の健康が維持できるよう支援します。	●野宿者健診、医療機関との連携による保健・医療の確保	健康福祉局生活保護・自立支援室	
254	施策8 ホームレス(野宿生活者)等の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	2 関係機関との連携による取組	市民懇談会及び関係機関との連携に関する取組	委員等から意見聴取等を行い、事業運営に生かします。	●川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会の開催	健康福祉局生活保護・自立支援室	○
255	施策9 拉致問題の解決に向けた取組の推進	1 拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組の推進	拉致被害者及び被害者家族の支援に関する取組の推進	拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組を推進します。	●拉致被害者及び被害者家族の支援・拉致問題に関する啓発の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	
256					●国、他自治体、市民団体等との連携	市民文化局人権・男女共同参画室	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
257	施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	1 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進	性的マイノリティに関する啓発の取組	市民を対象として性的マイノリティに関する啓発を行います。	●性的マイノリティに関する啓発イベント等の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	
258	施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	1 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進	学校における性的マイノリティの知識向上に関する取組	性的マイノリティについての正しい理解の促進を図るとともに、子どもたちの人権感覚の育成や教職員の人権意識や指導力の向上に向けた取組を推進します。	●校長、教頭、養護教諭をはじめとする教員等を対象にした研修の実施	教育委員会事務局川崎市総合教育センター	
259					●各種関係団体との連携による啓発資料等の配布・周知	教育委員会事務局教育政策室	
260	施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進	性的マイノリティの課題に関する取組	性的マイノリティの人々の人権についての啓発や課題等についての取組を推進します。また、川崎市パートナーシップ宣誓制度の周知と適正な運用を行います。	●川崎市パートナーシップ宣誓制度の周知と運用	市民文化局人権・男女共同参画室	
261					●性的マイノリティに関連する情報及び相談窓口等の広報	市民文化局人権・男女共同参画室	
262					●人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会の開催	市民文化局人権・男女共同参画室	
263	施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進	性的マイノリティに関する意識普及や啓発に関する取組	広報資料・ホームページの活用によるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及を促進します。	●広報資料・ホームページによるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及	市民文化局人権・男女共同参画室	○
264	施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進	性的マイノリティの児童生徒に関するニーズに応じた取組	他機関等と連携し、性的マイノリティの児童生徒及び学校に対しニーズに応じた支援を図ります。	●他機関等と連携した、児童生徒及び学校のニーズに応じた支援の実施	教育委員会事務局教育政策室	○
265	施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進	児童相談所での相談の取組	学齢期の子どもを対象としたからだところの悩みについての相談を実施します。	●児童福祉司、児童心理司等による学齢期の子どもを対象としたからだところの悩みについての相談の受付	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
266	施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進	精神保健相談での相談の取組	精神保健相談(性別不合を含む。)を実施します。	●精神保健相談(性別不合を含む。)	健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課	
267	施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進	教育相談センターでの相談の取組	小学生から高校生までを対象としたからだところの悩みについての相談を実施します。	●小学生から高校生までを対象とした相談の実施	教育委員会事務局川崎市総合教育センター教育相談センター	
268	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	1 自殺の実情を知る	自殺予防に関する普及啓発事業	街頭キャンペーン等による普及啓発活動や、自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的とした講演会を実施します。	●自殺の防止等に関する市民の理解の増進	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	
269	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	1 自殺の実情を知る	「いのち、こころの教育」の推進	自己肯定感の醸成や他者の尊重、相互の助け合いの姿勢を育むことを目的に、道徳教育の充実、体験活動等のいのちに触れる活動を展開します。	●いのち、こころの教育の実践	教育委員会事務局川崎市総合教育センターカリキュラムセンター	
270					●神奈川県との連携	教育委員会事務局川崎市総合教育センターカリキュラムセンター	
271	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	2 自殺防止のためにつながる	ゲートキーパーの養成	行政、民間問わず様々な分野におけるゲートキーパーの養成を行います。	●自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	
272	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	2 自殺防止のためにつながる	区相談事業	生活の中で生じる困りごとへのアドバイスをを行います。	●日常生活での悩みごとに関する相談への助言、適切な窓口の紹介などの相談の実施	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課	○
273					●弁護士や司法書士等による法律、くらしの問題に関することなどの専門的な相談の実施	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課	○

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
274	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	2 自殺防止のためにつながる	男女共同参画センターにおける総合相談	男女共同参画センターにおいて、人間関係、生き方、働き方等の相談を行います。	●男女共同参画センターにおける人間関係、生き方、働き方等の相談の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	○
275	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	2 自殺防止のためにつながる	各区役所における精神保健相談	各区役所地域みまもりセンターにて、専門職による精神保健福祉相談等を実施し、市民の心の健康の保持及び増進を図ります。	●各区役所における精神保健相談の実施	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	
276	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	2 自殺防止のためにつながる	障害者に対する相談支援事業	障害者相談支援センターにおいて、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方等への相談を行います。	●障害者相談支援センターにおける障害のある方及びその家族への相談の実施	健康福祉局地域包括ケア推進室	○
277	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	2 自殺防止のためにつながる	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進	川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議において、連携体制の強化を目的とした、地域の関係機関及び団体との情報共有等を実施します。また、かながわ自殺対策会議や九都県市自殺対策キャンペーン連絡会議を近隣都市とともに開催し、連携した取組を進めます。	●川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議の実施	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	
278					●近隣都市との自殺対策関係会議への参加	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	
279	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	2 自殺防止のためにつながる	精神保健等に関する包括的研修	児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修を実施します。	●精神保健等に関する包括的研修の実施による精神保健・自殺予防の普及啓発	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
280	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	2 自殺防止のためにつながる	健康相談支援事業	児童生徒の心の健康問題に対処するために、養護教諭等が行う健康相談に対する支援等を行います。また、研修会を学校関係者を対象に実施します。	●専門医による面接相談	教育委員会事務局学校教育部健康教育課	
281					●専門医による学校訪問	教育委員会事務局学校教育部健康教育課	
282					●研修会の開催	教育委員会事務局学校教育部健康教育課	
283	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	2 自殺防止のためにつながる	地域・職域連携推進事業の実施	協会けんぽ、地域産業保健センターなどと連携し、働き盛り世代に対する健康づくり施策を推進します。また、従業員数50名未満の事業所に対してこころの健康づくりを含めた啓発を行います。	●地域・職域連携推進連絡会議	健康福祉局保健医療政策部	○
284					●健康づくりに関する普及啓発	健康福祉局保健医療政策部	○
285					●出前健康教育による事業所への直接的支援	健康福祉局保健医療政策部	○
286					●事業所が行う従業員の健康づくり活動の実態把握	健康福祉局保健医療政策部	○
287	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	2 自殺防止のためにつながる	こころの電話相談（再掲）	市民を対象とした、こころの健康や病気に関する電話相談を実施します。	●こころの電話相談の実施	健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課	○
288	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	3 自殺防止のために支える	自死遺族へのケアと情報提供	自死遺族同士の交流、わかちあいの場を開催又は支援します。	●自死遺族の集い「わかちあいの会」の開催	健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課	
289	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	3 自殺防止のために支える	自死遺族電話相談の実施	自死遺族が安心して相談できる専用電話窓口を開設し、専門研修を受講した相談員が対応します。	●自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	
290	施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	3 自殺防止のために支える	自殺未遂者及びその家族への支援	自殺未遂者やその家族等に対して医療機関等の関係機関と連携し、支援を行います。	●自殺未遂者及びその家族への支援の実施	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	
291	施策12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進	1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進	インターネット上の人権侵害に係る取組	インターネット上の人権侵害についての啓発や支援を行います。	●情報モラルとICTリテラシーの向上のための啓発の推進	市民文化局人権・男女共同参画室	
292					●人権相談、必要な情報の提供の実施	市民文化局人権・男女共同参画室	
293					●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組	市民文化局人権・男女共同参画室	
294					●インターネット上の人権侵害の解消に向けた取組の検討	市民文化局人権・男女共同参画室	

事業・取組一覧

資料編

No	基本的施策	事業・取組				所管課	事業・取組一覧のみ掲載
		類型	事業・取組名	内容	取組例		
295	施策12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進	1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進	教育DX推進事業に基づく取組	市立学校でインターネット上の人権侵害に関する人権教育を行います。	●情報モラル教育の充実	教育委員会事務局川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター	
296	施策12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進	1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進	市立学校におけるインターネット上の問題に対する取組	市立学校でのインターネット上のトラブルの相談を行います。	●児童、生徒、保護者のための相談の実施	教育委員会事務局川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター	
297	施策12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進	1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進	犯罪被害者等支援事業	「犯罪被害者等支援相談窓口」を通じ、犯罪被害者等が必要とする情報の提供及び助言等を実施するほか、既存の各種支援施策も活用しながら支援を行います。	●犯罪被害者等支援事業の実施	市民文化局市民生活部地域安全推進課	○
298	施策13 様々な人権課題に対する取組の推進	1 固有の歴史・文化を持つ人々（アイヌの人々等）の人権	固有の歴史・文化を持つ人々への理解を深めるための取組	様々な固有の歴史や文化・伝統等を持つ人の権利を保障し、尊重と理解を深めるための取組を行います。	●人権意識の普及	市民文化局人権・男女共同参画室	
299	施策13 様々な人権課題に対する取組の推進	2 犯罪被害者等の人権	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に向け、専門相談員による面接又は電話による相談に応じるほか、条例に基づく各種支援を実施します。	●犯罪被害者等支援事業の実施	市民文化局市民生活部地域安全推進課	
300	施策13 様々な人権課題に対する取組の推進	3 刑を終えて出所した人々の人権	刑を終えて出所した人及びその家族への差別や偏見の解消に向けた取組	刑を終えて出所した人及びその家族への差別や偏見の解消に向けた取組を行います。	●人権意識の普及	市民文化局人権・男女共同参画室	
301	施策13 様々な人権課題に対する取組の推進	3 刑を終えて出所した人々の人権	更生保護事業	犯罪をした人等の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。	●犯罪や非行のない明るい社会づくりに向けた活動	健康福祉局地域包括ケア推進室	
302	施策13 様々な人権課題に対する取組の推進	4 災害被害者の人権	人権に配慮した地域防災の取組の推進	自助・共助・公助の取組、連携の強化や各主体の防災意識の向上等により、人権に配慮した地域防災力の向上を図ります。	●避難所の運営等への女性参画の推進	危機管理本部危機対策部	
303					●災害時要援護者避難支援制度の啓発・取組推進	危機管理本部危機対策部	
304					●災害時要配慮者等へ向けた防災啓発の実施	危機管理本部危機管理部	
305	施策13 様々な人権課題に対する取組の推進	4 災害被害者の人権	災害時要配慮者に配慮した備蓄等の推進	生活必需品の粉ミルクやオムツなど、要配慮者への備蓄を継続的に実施します。	●備蓄倉庫の維持・管理等	危機管理本部危機管理部	○
306	施策13 様々な人権課題に対する取組の推進	4 災害被害者の人権	外国人市民向け情報発信の取組（再掲）	平常時における防災啓発や災害時（避難情報発令時）における、市ホームページでの「やさしい日本語」等による外国人市民向け情報発信の取組を推進します。	●外国人市民向け情報発信の実施	危機管理本部危機管理部	○
307	施策13 様々な人権課題に対する取組の推進	4 災害被害者の人権	災害時における多言語支援センターの設置（再掲）	災害時の外国人支援を円滑に行うため、本市の要請により国際交流センターの指定管理者が川崎市災害時多言語支援センターを設置し、外国人市民へ提供する情報等の翻訳、外国人からの相談・問合せ等への対応、多言語放送への協力などを行います。	●関係機関と連携した多言語支援センター設置訓練の実施及びマニュアルの更新	市民文化局市民生活部多文化共生推進課	○
308	施策13 様々な人権課題に対する取組の推進	5 人身取引被害者の人権	関係団体・関係機関との情報交換や啓発等の取組	国の動向を踏まえながら、関係団体・関係機関との情報交換や啓発等の取組を進めます。	●関係団体等との情報交換と人権意識の普及等	市民文化局人権・男女共同参画室	

※令和7年度に法務省が「啓発活動強調事項」に追加した「ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう」については、今後の国や他都市の状況を踏まえて取り組んでいく。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

〔令和元（2020）年12月16日
川崎市条例第35号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

（人権侵害による被害に係る支援）

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（人権尊重のまちづくり推進協議会）

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

- 6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

（この章の趣旨）

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- (1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽(せん)動し、又は告知するもの
 - (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
 - (3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの
- （勧告）

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- （命令）

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- （公表）

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名
- (2) 命令の内容
- (3) その他規則で定める事項

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
- （公の施設の利用許可等の基準）

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

（インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表）

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動
- (2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの
 - ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動
 - イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

- 3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

(審査会の調査審議手続)

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

(表現の自由等への配慮)

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

(報告及び質問)

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

(2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

6川市人第296号
令和6年9月30日

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会会長 様

川崎市長 福田 紀彦

第3期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への諮問について

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第10条第1項の規定により、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方
向性について

2 諮問の理由

令和4（2022）年3月に策定した「第1期実施計画」は、令和7（2025）年度末
をもって計画期間が満了となることから、令和11（2029）年度末までの「第2期実施
計画」を策定する必要がある。

「第2期実施計画」の策定に当たり、社会情勢の変化等を踏まえ、基本的な方向性につい
てとりまとめていただくため諮問するものです。

3 答申期限

令和7（2025）年7月

4 その他

今後の本市における人権施策の状況等により、優先的に調査審議を依頼する事項が生じた
場合には、別途、諮問することがあります。

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の

策定の方針について -答申- (抜粋)

令和7(2025)年7月
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会

4 答申

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方針

(1) 第2期実施計画の政策体系について

本協議会では、上記3(2)及び(3)の内容等を踏まえて、第2期実施計画の政策体系(第2・第3階層)について検討した結果、第1期実施計画の政策体系は、当該実施期間における人権に関する国の動向や社会情勢の変化を包含しつつ、次期実施計画の実施期間における新しい人権課題や社会情勢の変化などにも柔軟に対応できるだけの普遍性を有していると考えられることから、第2期実施計画において継承することが適当であるとの結論に至りました。

(2) 基本計画の第2階層(人権に関する基本的施策)の方針

上記(1)と同様の理由により、令和8(2026)年から4年を計画期間とする第2期実施計画においては、第1期実施計画における「人権に関する基本的施策」の体系を継承することが大切です。

(3) 基本計画の第3階層(事業・取組)における留意点

ア 事業・取組の類型について

第1期実施計画の事業・取組については、計画期間中における人権尊重のまちづくりの推進に必要な類型化がなされていますが、第2期実施計画の策定に当たっては、この間の人権に関する国の動向や社会情勢の変化などを踏まえることが必要です。既存の類型を基本としつつも、それに加えて新たに次の視点を盛り込み、明確化することで、次の4年の計画期間における、適切な人権課題への対応につなげていくことを要請します。

○男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進

「困難な問題を抱える女性への支援」という視点

令和6(2024)年4月施行の女性支援新法において、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を有することが規定されているため。

○障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進

「合理的配慮」という視点(学校における取組を含む。)

日本は平成26(2014)年1月に障害者権利条約に批准し、令和4(2022)年9月には国連の障害者権利委員会から総括所見が発表された。また、令和6(2024)年には改正障害者差別解消法が施行され、行政機関に加えて、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されるなどしたことから、これらの考え方に基づく市の施策の推進が必要であるため。

○性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進」という視点

令和5(2023)年6月にLGBT理解増進法が施行されたことにより、すべての国民が、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、理解増進に関する施策を決定し、実施するよう努めることとされているため。

イ その他

人権に関する国の動向や社会情勢の変化を踏まえたうえで、本協議会で、第1期実施計画の事業・取組について確認したところ、適切に位置付けられており、引き続き推進していく必要があります。それ以外、とりわけ次の視点について留意しながら、関係機関と連携を図り確実に人権施策に取り組んでいくよう要請します。

○子どもの人権

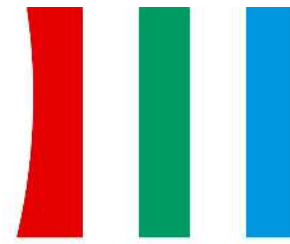
児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、改正児童福祉法が施行された一方、厚生労働省が発表した令和5年度中における児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数が、約22万件と過去最高となっていることなど、子どもの人権について取り組んでいく必要があります。

○外国人の人権

本市には約5万7千人の外国人住民が暮らしており、外国人住民人口はコロナ禍以降、大きく増加傾向にあります。今後も、さらなる増加が見込まれる外国人市民の人権について取り組んでいく必要があります。

(4) 第2期実施計画の全体の方針

川崎市人権施策推進基本計画は、川崎市総合計画や分野別の他の人権課題に応じた計画等との整合を図りつつ体系的にまとめられていることから、第2期実施計画についても、今後の川崎市総合計画等の動向を十分に把握し、川崎市総合計画等との整合を図りつつ、人権に関する実施計画としてふさわしい計画を策定するよう要請します。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画
「人権かわさきイニシアチブ」(案)

令和8(2026)年●月

川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

電 話(044)200-2316

FAX (044)200-3914

Eメール25zinken@city.kawasaki.jp

「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画 『人権かわさきイニシアチブ』（案）」 への市民意見を募集します

川崎市では、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』（案）」をとりまとめ、令和8年1月9日まで市民などから意見を募るパブリックコメントによる意見募集を実施します。

本市においては、令和4年3月に概ね10年間を計画期間とする「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権に関する施策の基本理念及び基本目標を掲げ、令和4年度から令和7年度までの4年間を第1期実施計画として、人権施策を進めてきました。

次の第2期実施計画は、令和8年度から令和11年度までを計画期間とするもので、その策定にあたっては、現行計画の政策体系及び人権に関する基本的施策を継承しつつ、川崎市総合計画の改正方針を踏まえながら、庁内連絡会議において検討を重ねてまいりました。

この度、次のとおり第2期実施計画案を取りまとめ、公開しますので、市民等からの意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月9日（金）まで

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法（※）により、御提出ください。

※電話及び来庁（口頭）による意見等はお受けできません。

（1）市ホームページ

川崎市ホームページのパブリックコメントのページから、専用のフォームを使って送信してください。

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000181840.html>

（2）郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室

*意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

*郵送の場合、1月9日（金）消印有効です。

*持参の場合、開庁時間（平日午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで）に、上記の市民文化局人権・男女共同参画室（川崎市役所本庁舎21階）に提出してください。

（3）FAX

FAX番号 （044）200-3914

3 資料の閲覧方法

意見募集の期間中、川崎市ホームページから閲覧できるほか、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館、市民館、市民文化局人権・男女共同参画室に資料を配架します。

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000181840.html>

4 注意事項

- ・お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。お寄せいただいた御意見の概要と、それに対する市の考え方と対応については、取りまとめの上、川崎市ホームページで公表します。
- ・お知らせいただいた個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき、厳重に保護・管理されます。御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。

問合せ先
市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 （044）200-2316